

特
966
册 號 外 冊

通信憲法大意

辰巳次郎先生著

附錄
○議院法
○衆議院選
○會計法
○貴族
院令
○皇室典範

版權
登錄

東京成文堂發行

丁巳
9.6.8

W 15478

通信憲法大意

文學士辰巳次郎先生著

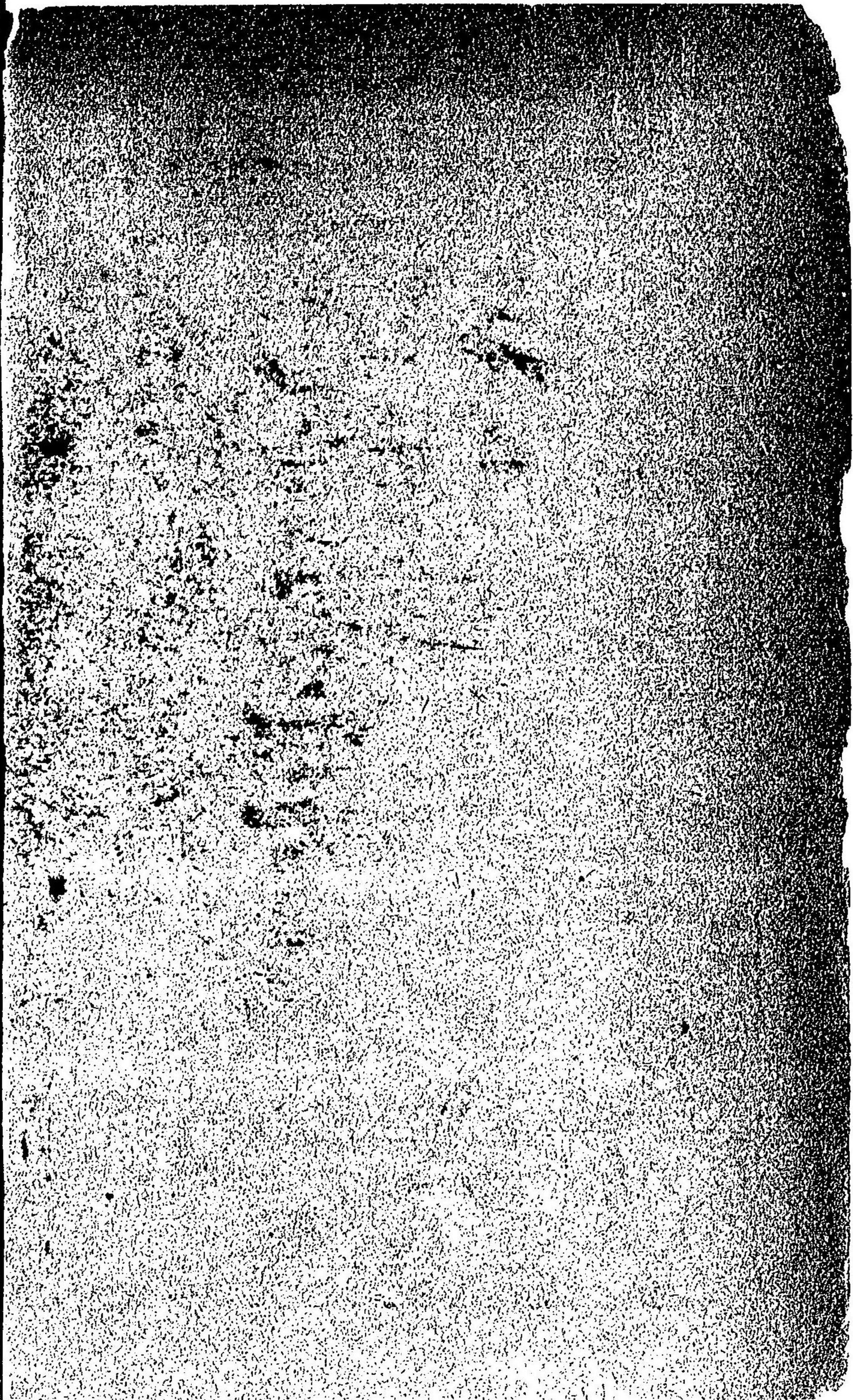
附錄
○議院法 ○衆議院選
舉法 ○會計法 ○貴族
院令 ○皇室典範

版權
登錄

東京成文堂發行



弘治元年... 古... 知... 行... 明... 弘治元年... 古... 知... 行... 明... 弘治元年... 古... 知... 行... 明...



治二十三年ノ期ニ議員ヲ召ク國會ヲ開キ以テ朕ガ初志ヲ
成サントゾ今在延臣流ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ
責ニ當ラシム其組織權限ニ至ツテハ朕親テ責ヲ負シ時ニ
及テ公報スル所ニフクトス
朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會進ナルヲ競フ浮言相動か
シ竟ニ大計ヲ遺ル慮レ望シク今ニ及テ諷訓ヲ明徴シ以テ
朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故カラニ躁急ヲ爭ヒ事變
ヲ煽シ國安ヲ害スル者アバ處スルニ國典ヲ以テスヘシ
特ニ茲ニ明言シ儆有業ニ諭ス

告文

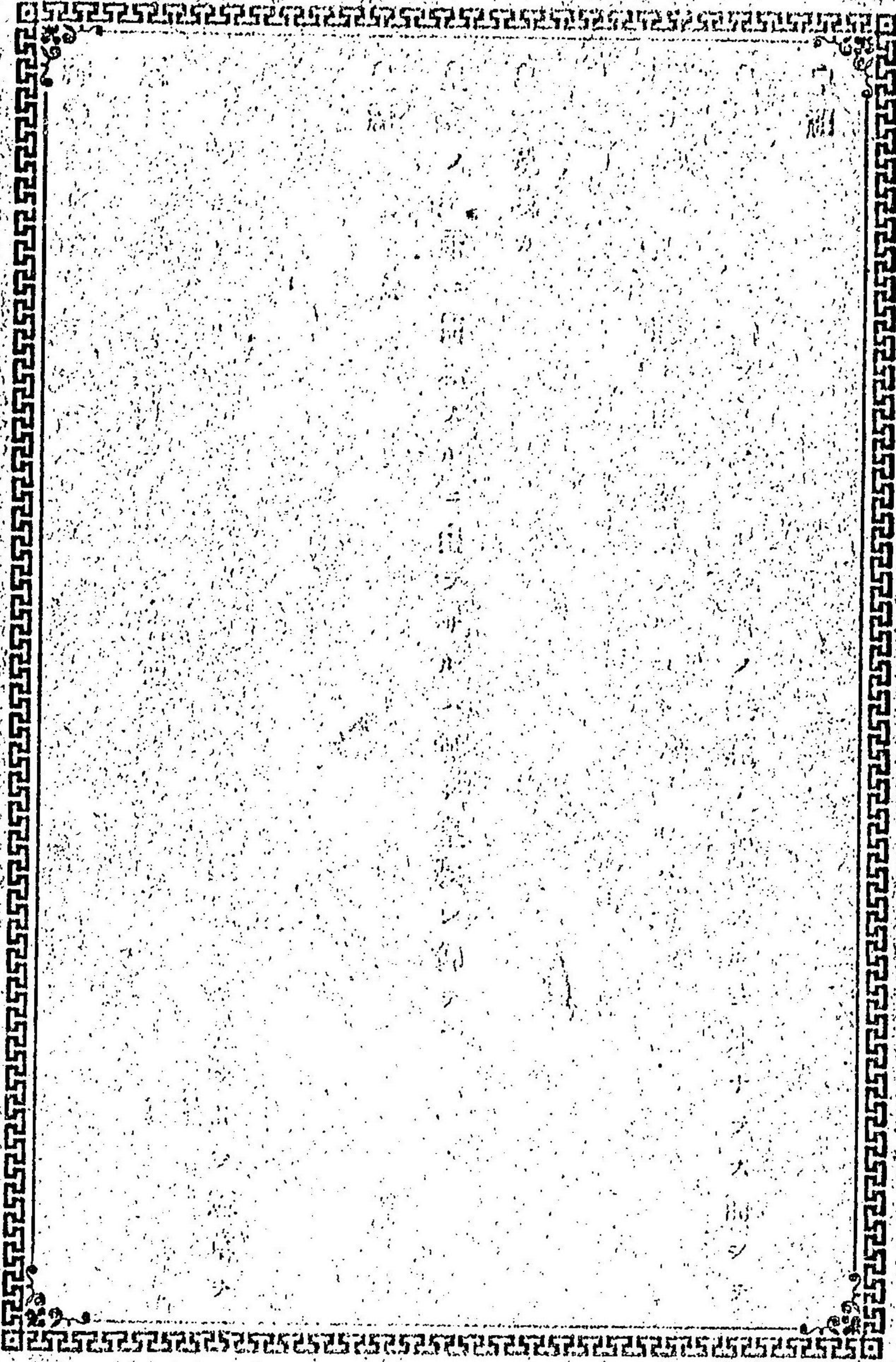
皇朕ノ體ニ畏ニ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ語ク白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ衷祐ヲ
承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スル事ト無シ願ヒルニ世局ノ進運ニ
膺リ入文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ニ以テ子孫ノ率
由スル所ト爲シ外ニ以テ臣民贊賞ノ道ヲ廣ク事變ニ隨行セシメ國
家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲
法ヲ制定ス惟クニ此レ皆



朕祖宗ノ遺烈ヲ承テ萬世一系ノ帝位ヲ膺ニ朕カ親覽スル
所ノ臣民ハ即チ朕カ祖考ノ遺德ヲ承テ其ノ臣民
ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德ヲ能ク發達セシメ
ムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進歩ヲ扶
持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履
踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ親闡及
臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ履行スル所ヲ知ラ
シム
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ親掌ニスルコトヲ之ノ子孫ニ傳フ
ル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ據ヒ之ヲ
行フコトヲ誓フサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ
此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシム
ルコトヲ望ム
帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時
キ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜キ
見ルニ至テハ朕及朕カ子孫ハ議院ノ子孫ハ議院ノ權ヲ執リ之ヲ
議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ヲ改定スルノ權ヲ依リ之ヲ議
決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ改定ノ之カ紛争ヲ試ミルコト
ヲ得サルヘシ
朕ハ在任ノ大臣ハ朕カ爲ニ盡シ憲法ヲ履行スルノ責ニ任
スルコトヲ望ム朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從

憲法大意自序

憲法ノ學タル精密ニ之ヲ研究スレバ殆ンド際限ナシ、
我日本帝國憲法ノ如キハ、日本古來ノ國風民情ニ基ツ
キ、西洋諸國憲法ノ精ヲ拔キ、粹ヲ集メ以テテ成レルモ
ノナレバ先ヅ日本國史ヲ研究シ、西洋諸國ノ憲法史ヲ
モ通讀スルニ非ザルヨリハ到底精密ニ之ヲ了解スル
ヲ能ハザルヘシ、斯ノ如キ大著述ハ大家ノ手ニ成ル、小
冊子ハ常ニ小學ノ徒ノ作ル所ニシテ必ラズシモ誤謬
ナキヲ保セズ、而シテ世ニ普チク流布スルハ大著述ヨ
リ却テ小冊子ニ在レバ、小冊子ノ傳フル所狹キニ非ズ、
余コ、ニ見ル所アリテ我憲法ノ大意ヲ筆シ、加フルニ

憲法大意自序

憲法ノ學タル精密ニ之ヲ研究スレバ殆ンド際限ナシ、
我日本帝國憲法ノ如キハ、日本古來ノ國風民情ニ基ツ
キ、西洋諸國憲法ノ精ヲ拔キ、粹ヲ集メ以テテ成レルモ
ノナレバ先ヅ日本國史ヲ研究シ、西洋諸國ノ憲法史ヲ
モ通讀スルニ非ザルヨリハ到底精密ニ之ヲ了解スル
ヲ能ハザルベシ、斯ノ如キ大著述ハ大家ノ手ニ成ル、小
冊子ハ常ニ小學ノ徒ノ作ル所ニシテ必ラズシモ誤謬
ナキヲ保セズ、而シテ世ニ普ク流布スルハ大著述ヨ
リ却テ小冊子ニ在レバ、小冊子ノ傳フル所狹キニ非ズ、
余コ、ニ見ル所アリテ我憲法ノ大意ヲ筆シ、加フルニ

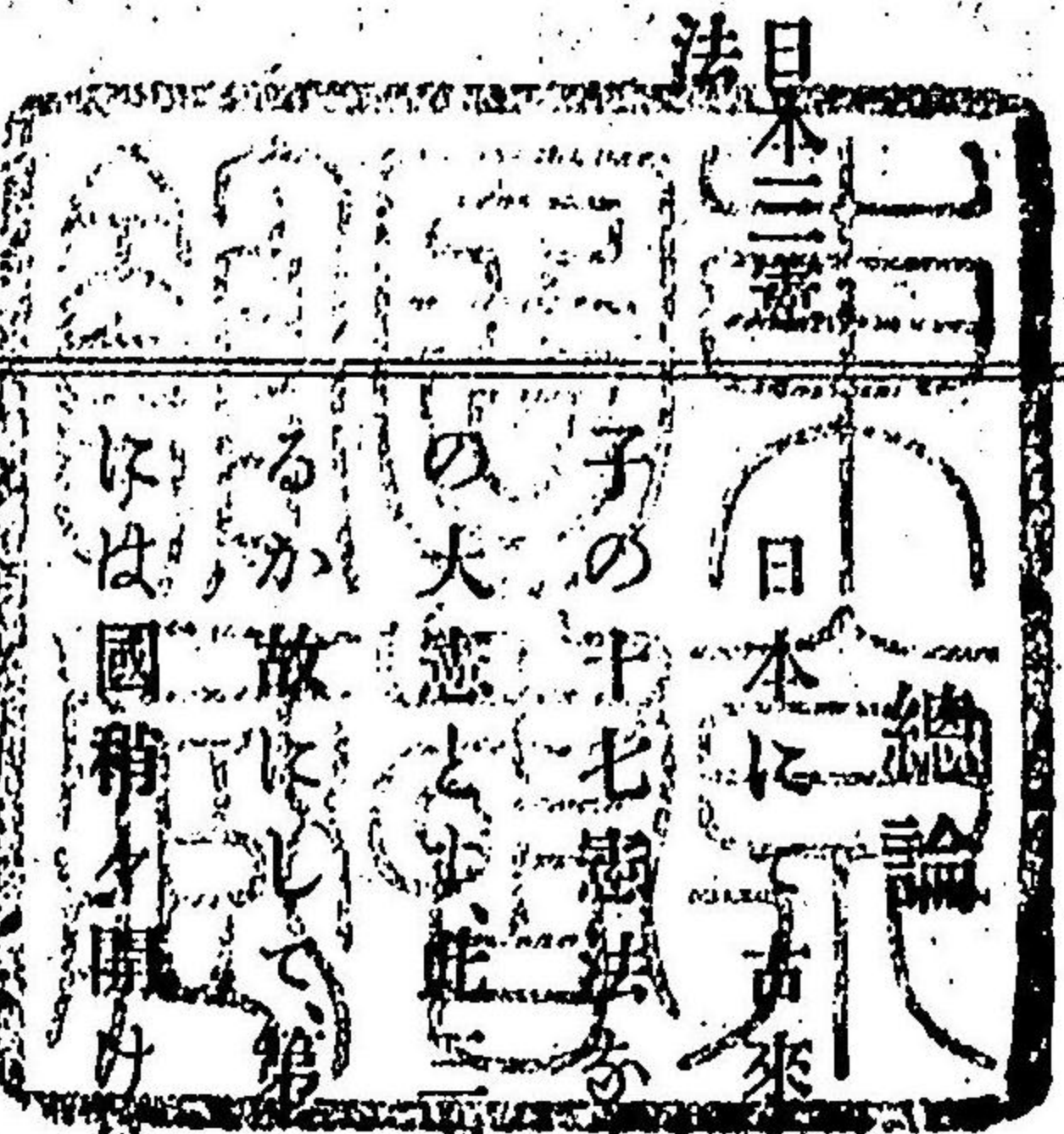
各國憲法ノ我ニ似タル所ヲ指示セリ、讀者我憲法ノ精神ノ存スル所ヲ知ラバ著者ノ望ミ足レリ矣、

明治二十二年二月

著者識

憲法大意

文學士 辰巳小次郎 著



子の十七憲法あり、第二は文武天皇の大寶令あり、第三は則ち今上天皇の大憲とせ、此三者は各其性質を異にせり、これ其時代の有様を異にするか故にして、第一の時代には道德と法律と未だ分離せず、第二の時代には國權を專け外國との交通も漸く繁く、第三の時代には世界各國と同盟條約を結ばせ玉ふに至れるに依りて、其憲法たるの性質は各異ありといへども、國民の奉すべき大典たるに至つては同一にして、又其憲法の皆外來の刺衝に依りて生トたる結果なるとは一様あり、則ち第一は支那より儒教と佛教とを傳來し、我神道と混淆して十七憲法を生じ、

第二は隨唐の法律思想の輸入によりて大寶令とあり、第三は西洋政治學の研究の起るに據りて、こゝに我大典を見るに至れるものあり、西洋智識のあき人々は只憲法とし聞かは今の世の憲法も自然かの聖德太子の憲法の如き者とも思ふべければ、先づ卷首に憲法の性質及び其定義を簡畧に記載するとせり、

憲法ノ原語

かく憲法の文字こそ古けれ、其物はあかなかに目新しくして、舶來文明の一なりと知るべし、英吉利にては之を「コンスタテューション」といふ、佛蘭西、伊太利、西班牙等にては皆大同小異の名を以て之を呼へり、蓋し原語は羅甸語の「コンスタテューシオ」より出て、かく數様に變化し來りたるものあらん乎、

古代ノ意義

昔し羅馬帝國の時代に在りては、この「コンスタテューシオ」なる語は、皇帝の制定發布し玉ひし法律を總稱したる名にして、皇帝より一般に布

今世ノ意義

告し玉ひし勅令は勿論、行政官吏に示し玉ひし勅諭、上告に對する皇帝の勅裁、及び行政司法官吏の伺書に對する勅答をも併せ呼びしが、世の變遷と共に、其意味にも多少の變遷と生じて、今は政府の組織に係る法律のみを稱するに至れり、則ち皇帝は政治上如何なる位置に立たせ玉ふや、皇帝は如何にして其至大至廣なる特權を行はせ玉ふや、議會は如何なる權限内に在るや、又各省大臣は如何ある職權を有するや、等のとを規定せる法律規則をいふあり、されば聖德太子の十七條は、今人の眼より見れば之を憲法と云はんよりは、寧ろ官吏の信仰個條とも名附くべきものか、

聖德太子ノ憲法ハ憲法ニアラス

太子の十七條には、首に國教を定め群臣をして之に歸依せしめ、禮節と重んじ、謹慎にして愆を去り善に進み、百官をして各其職に勉勵せしむる等、盡く道德上の勸めに止りて、一も法律の範圍内に入るべきも

のちし、所謂憲法とは斯の如き道徳上の勸めを稱するものに非ざるとは、讀者の已に會得したる所あらん、然らば憲法は法律ありやといふに、此點に附きては西洋の學者間にも少々議論あり、

憲法ハ法律カ
 煩雜ある理論は、之を知るの要ありとして棄却し去り、只其眼點を示さんに、法學家「オースチン」氏の如きは、憲法は主權者の權限を定めたるものにして、純然たる法律にあらず、成例ありと云へり、成例とは例へば人類の行爲に關して、直接に主權者の命令せる法律には非ずして、單に此事は爲さざるべし、彼事は爲すを可とすといふが如き主權者の感情又は臆説に出たるものをいふ、されば主權者の行爲はたとひ憲法に反するものあるも、其行爲を以て直ちに法律に反するものと爲すべからず、英國王が其國會の決議を不認可するは、憲法に違背するものあり、然れ共背法の所爲と言ふべからざるが如し、是を以て憲法は法律と區別

せざるべからずとせり、ホルランド氏、其他英佛の學者にして、憲法は諸法律の法律なりとする者も多し、二說孰れを採る可きやは讀者の判斷に放任して可あり、

別憲法ノ種

憲法に成文憲法あり、不文憲法あり、日本憲法の如く成文を以て制定せられたる憲法を成文憲法といひ、習慣に依りて確定したる憲法を不文憲法といふ、英國の如きは不文憲法多し、已に一國たるの形體を保てば、必らず多少の憲法あり、然るに成文に依りて制定せられざるを以ての故に、其國に憲法ありと考ふるは大なる誤解ありとす、支那朝鮮の如きも、憲法ありとは謂ふべからず、成文憲法ありとす、支那朝鮮の如く憲法ありとせば、英國の如きは殆んど憲法ありと云はざるべからず、さて可笑しきとの限りにぞある、世の人或はこの誤解を懷きて、日本帝國には成文憲法の發布以前に憲法ありと心得るものもあらんが、成

文憲法も憲法あり、不文憲法も憲法あるを、かの成文憲法の發布以前、已に憲法ありと考へて可あり、

斯の如く憲法には二種の別ありて、單に憲法と云はゞ二者いづれを指すやは知るべからずと雖共、世間普通に憲法と稱するは、成文憲法を指すと多きが如し、これ亦心すべきこととモあり、

學者、リバー氏は、憲法を類別して、制定憲法、累成憲法の二種とす。制定憲法とは、則ち成文憲法にして、主權者の制定發布したる憲法あり、累成憲法とは、勅令、習慣、判決例等、漸次累積して憲法と成れるものにて、所謂不文憲法と異なる所なく、一は其外形より區別し、他は其性質より區別したるの差あるのみ、又制定憲法を分ちて三種とす、欽定憲法、特定憲法、約定憲法是あり、欽定憲法とは、帝王の特權を以て、自ら制定發布し玉ふ所の憲法をいふ、大日本憲法は欽定憲法あり、特定憲法とは、憲法を議定

すべき特權を得たる人々の制定發布したる憲法をいふ、合衆國憲法の如し、約定憲法とは、時の朝廷と人民と約束して定めたる憲法をいふ、ルイフヒリップ王時代の佛國憲法は此類あり、憲法の種別は、學者各其説を異にすれ共、大畧右の如し、

憲定政府

憲法に據りて組織せられたる政府を、憲定政府といふ、大日本、英吉利、合衆國、瑞典等の政府は憲定政府あり、魯西亞、西班牙等には此類の政府あり、

立憲國體

國體を立憲と稱するは、國民たるもの憲法に據りて參政の權を有する者をいふ、されば我國體は大日本立憲帝政國と稱すべし、

國會ノ母

凡そ歐米諸國の立憲政體を採ると、英國の例に倣ひしもの多し、故に英國は國會の母ありといふ、蓋し自治の制度は往古、英國に於て其萌芽を生じ、漸々發育して根基を固ふし、かの歐洲諸國體の變遷中に立ちて、

毫も動くとあく終に各國の政治家をして其實を得て我土に恃かんと欲せしむる程の立派ある華を開くに至れり今東洋にも亦其實を移せり必らずや發達生育して他日爛々たる花を見るべし、

大日本帝國憲法は明治二十三年帝國議會開會の時より實行せらるゝものあり、

第一章

第一章 天皇

大日本帝國憲法の第一章は天皇の特權を定め玉ひしものあり、日本國民の第一に心得べきは我日本帝國の皇室の、世界萬國に比類あくして、皇統一系、神祖の威靈に依り、無限無極の特權を有して、天下に君臨し玉ふと是あり、こゝに明治二十二年二月十一日を以て、帝國憲法を制定し玉ひ國民に立法の大權を分與し玉ふと、我日本國民の感泣止む能はざる所にして、子孫後世能くこの聖意を奉戴し、皇室に對して永遠に従順の義務を負ふべきあり、

別 帝權ノ種

天皇の特權を帝權と稱す、碩學「ブラックストーン」氏は帝權を大別して二種とし、憲法の明文上に存するもの、及び憲法に明文あくして特別に存するものとせり、「コモンズ」氏は更に左の區別をあせり、

- (一) 外事に關するもの

(二) 内事に關するもの

余は今この區別に従ひ、日本天皇陛下の特權を記述し奉らん、

(一) 外事に關するものとは、例へば戰を宣し和を講し、及び諸般の條約を締結し玉ふと(憲法第十三條)従つて外國へ使書と贈物、又は外國より使書を受け玉ふと等の類あり、戰を宣するとは、外國といよ／＼戰爭を開く故に、國民に用意すべしと仰せ出さるゝとあり、内亂は只に之を討伐し玉ふのみあれば、別に國民に仰せ出さるべきとあり、其率ひ玉へる陸海軍に命令し玉ふ迄あり、又内亂にて兵を交ゆる如きとは、之を戰とはいはず、和睦を結び玉ふとも亦外國と爲し玉ふとも知るべし、諸般の條約を締結し玉ふとは、例へば外國と通商の條約、又は萬國郵便條約等を結び玉ふとをいふ、この條約を結び玉ふには、自然外國へ使書を遣はさるゝともあり、又外國より使書の來るを受け入れさせ玉ふともある

外事ニ關スルモノ
第十三條
宣戰擣和ノ權

内事ニ關スルモノ

べし、これ外事に關する皇室の特權あり、此他内地旅行券を外人に附與し玉ふとも此類の特權の一ありと知るべし、

(二) 内事に關するものを分ちて三種とすべし、

- (一) 皇室の性質に屬するもの、
- (二) 皇室の威嚴に屬するもの、
- (三) 皇室の歳入に屬するもの、

(一) 皇室は神靈にして、諸法律の上に在るが故に、天皇陛下は至大至廣ある特權を有して如何ある行爲をあし玉ふと雖共、其行爲に對して民事又は刑事の責任あるとあり、元來天皇陛下の行爲は盡く善良あらざるものあり、故に天皇は神聖にして侵すべからず(憲法第三條)といへり

帝權は皇位に附着するものにして、我日本帝國は萬世一系の皇帝之を統治し(憲法第一條)玉へは、何人と雖共皇統に非ざる人のこの特權を

第三條
神聖

第一條
嗣續權

得可き筈なく、皇統にして皇位に立たせ玉ふ御方のみ、獨りこの特權を有たせ玉ふと知るべし、

第二條
繼國權

皇位は皇室典範の定むる所に依り、皇男子孫之を繼承し(憲法第二條)玉ふものあれば、皇統の内最も近き御血統の皇男か、皇室の御規則に因りて、皇位に即かせ玉ふと知るべし、抑も皇位は神祖の初めより、萬々歳の後に至る迄一線に繼續し、其間だ數百千萬代の皇帝ありと雖共、皆第一代神武天皇の繼續して、天下に君臨し玉ふものと見奉るが故に、天下一日も空位あるとなく、帝權は寸時も皇位を離るゝとなし、

第十七條
攝政

天皇陛下の御幼少にましまして、萬機を自らし玉ふとの能はざる如き等の場合には、攝政の官を置きて、立法、行政、司法の大權を行はせ玉ふと雖共、これ攝政の行ふにはあらずして、天皇陛下の代理として、天皇の御名により攝政の行ふものあり、されば攝政ある官は、平時に在るもの

第四條
統治權

にはあらず、別に皇室の御規則に従ひて必要ある場合に暫時置かせ玉ふものと知るべし、(憲法第十七條)

第五條
立法權

(二)天皇陛下は日本帝國を代表し百官を率ひ萬民の主とありて國法を制定し、之を執行し、又之に違背する者ある時は相當の處分を爲し玉ふ、然れ共この立法行政司法の三權を行ひ玉ふには、常に憲法の定むる所に従ひて、苟くも臨機の所置を行はせ玉ふとなくし、(憲法第四條)例へば法律を制定し玉ふにも御自身にて獨裁し玉ふとなく、先づ帝國議會へ出して相談し玉ひ、其同意賛成を待ちて法律となし之を行ひ玉ふあり、(憲法第五條)故に立法權は天皇陛下と帝國議會とに在りと知るべし、

第六條
裁可權

國法は天皇陛下發議して議會に附し玉ふものあり、議會より發議して天皇陛下の裁可を乞ふものあり、憲法を改定するが如き場合には陛下發議の權を執り玉ひ、他の場合には政府より發議し又は議會より發

議して陛下の裁可を乞ふものとす、されば憲法は陛下より發議し玉はざる間は之を改定すべからざるものと心得べく、又法律は陛下の裁可を得ざれば其効力なしと知るべし、斯の如く天皇陛下は法律を裁可し玉ふの特權を有し、又裁可し玉ひたる法律を萬民に布告し之を實行すべき旨を其職の官吏に命令し玉ふの權あり、(憲法第六條)

第七條

議會閉
權

天皇陛下は帝國議會の議員を召集して議會を開き、又豫定の會期を経たる時は之を閉會し、議事の公益に害ありと認め玉ふか如き等の場合には會期に係はらず停會を命じ玉ふとあり、凡そ議案は停會に依りて廢棄せらるゝとなく、衆議院は開會により續きて前議事を議するとを得、然れ共衆議院の解散により貴族院に停會を命ぜられたる時は、貴族院は開會するも前議事を繼續するを得ず、又陛下は衆議院の解散を命じ玉ふ特權あり、解散とは議員たるの任を解くとをいふ、解散に二

種あり、議員その豫定の任期を了りて議院に解散を命ぜらるゝとあり、豫定の撰舉期限に關はらず解散を命ぜらるゝとあり、孰れの場合にてモ所定の期限内に更に議員を撰定せざるべからず、右解散は衆議院のみに行はれて貴族院には解散せしと知るべし、(憲法第七條)

第八條

特別立法
權

皇室は平安の泉源あり、天皇陛下は上に在り、萬民は下に在り、帝國議會其中間に在りて百事を中和調理すと雖共、其閉會の場合則ち前議會は已に了りて後議會の開期未だ至らざる時、天皇陛下は帝國一般の安全を保つに必要なるか、又は其安全を害すへき災厄の迫りたる時、之を避くる爲めに一時法律の効力を有する勅令を帝國議會の議決を待たずして發布し玉ふの特權あり、蓋し帝國議會の議決を待たずして陛下の法律を制定し玉ふとは前後只この一の場合のみにして、この場合と雖共、其勅令は更に議案として、次回の帝國議會に提出し、若し議會に於

て法律たることを承諾せざるときは、政府は議會の決議後恐れ多くも其勅令の法律たる効力を有せざる旨を布告す、されば、この勅令の議會の決議を経ずして法律たる効力を有するは、帝國議會の閉會中のみありと知るべし、(憲法第八條)

第九條

發令權

斯の如く皇室は平和の泉源にして、社會の秩序を保ち、國家の安寧を維持し玉はるべきが故に、天皇陛下は法律を執行する爲め、又は日本一般の安寧秩序を保ち、臣民の幸福を増進する爲めに必要と認め玉ふ命令を法律の範圍内に於て發布し、又は行政官吏に命じて發布せしめ玉ふ、然れ共法律を變更するは立法權に屬するを以て、陛下自ら之を専らしし玉はずして、必らず帝國議會の決議に附し玉ふ、されば陛下の命令のみを以て法律を變更し玉ふをなしと知るべし、(憲法第九條)

第十條

天皇陛下は文武百官を引率し玉ふが故に自然行政官吏の附屬すべ

き各部官省の制規、及文官武官に支給し玉ふ俸給を定め、文武官を任し又其職を免し玉ふ、然れ共憲法に定むるか如く、裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外、其の職を免せらるゝとあく、陸海軍の武官も亦軍律に規定せられたる宣告處分を受くるの外は終身官ありとす、斯の如く憲法又は他の法律規則に特例を掲げたるものは、各々其の條項に依りて、行はせ玉ひ皇帝の意志のみにまに、猥りに官制俸給を定め又は免職を命せらるゝとあしと知るべし、(憲法第十條)

第十一條

兵權

天皇陛下は帝國の平安を保ち、百官を統御し玉ふ、而して帝國の陸海軍は陛下親ら之を支配し玉ひ、戦闘ある時は之に向はしめ玉ふとあり、其進退一に陛下の命令に在りて、他の支配する所にあらず、されば日本帝國の陸海軍は陛下の外一人も之を動かす者あしと知るべし、(憲法第十一條)陛下にして若し此特權を放棄し玉はんか、則ち帝國の平安は一

刻も保持すべからざるあり、されば兵權の皇位と共に存するは我國體の本分にして我國古來の兵制ありと知るべし、

第十二條

已に一國の平安を保持し玉ふ限りは、之を保持するに足るの陸海軍を備へざるべからず、故に陸海軍を編成する諸般の規則及び常備兵卒の多寡をも定め玉ふとは理の當然あり、若し國家多事にして内憂外患等の恐れある時は常備兵卒を要すると平時と全じからず、其兵額を定め玉ふとは陛下の特權あり、(憲法第十二條)

第十四條

戒嚴宣告

天皇陛下は戒嚴を宣告し玉ふの特權あり、戒嚴とは例へば一撥騒動等に依りて、都邑村落の一部敵兵の圍みに陥り、其部分の人民を命令支配するには、到底平常の法律規則を以てすべからざる時は、陛下は特別に軍律に依りて、其部分の人民を命令支配することを許させ玉ひ、其旨を天下に公布し玉ふ事等を云、斯く軍律に依りて命令支配せらるゝに至

らば其部分の人民は平時の日本臣民たる權利と失ひ特別の規則に服従すへき義務を負ふに至ると以て、陛下は猥りに戒嚴の宣告を下し玉ふと亦く、戒嚴を宣告し玉ふには何々の場合に限り、この場合の外には宣告せず、又其宣告は何時迄何人に効力と及ぼす等の事は、一々法律もて定め玉ふとあり、(憲法第十四條)

第十五條

榮譽權

皇室は名譽の泉源あり、故に天皇陛下は爵位勳章及び勅狀を賜ひ、拜謁を仰せ下さるゝ等、其他の榮典を授與し玉ふ、この榮譽權は獨り陛下にのみ歸するものにして、皇室至尊の性質より生ずるもの、かれ共、抑も亦陛下の威嚴に屬する特權の一ありと知るべし、(憲法第十五條)

第十六條

大赦特赦之權

天皇陛下は大赦特赦、減刑及復權を命ト玉ふの特權あり、大赦は社會が犯人の罪惡を忘れたりとの意に依りて、天下一般に命令し玉ふものにして、所犯の罪惡を根本より消滅するの効力と有す、例へば全國中國

事犯罪者若干ありとせんに、若し陛下より國事犯罪者に大赦を行はせ玉はんには、其若干の犯罪者は嘗て國事犯罪を犯せしとのなき者とあるあり、特赦とは大赦と同様の効力を有すれ共、大赦の如く天下一般に命ト玉ふものには非ずして、ある特別の人に限り、陛下より其犯罪を免すべきことを命ト玉ふあり、減刑とは例へは重罪の刑を以て罰せらるべき者を、陛下の恩命に依り、輕罪の刑によりて罰するが如きことをいふ、これ只に其刑を輕くするのみにして、所犯の罪惡を消滅すべきものにあらず、若し犯したる罪惡の重罪ありせば、其犯罪は依然として重罪あり、只重罪の刑を免して之を輕減したるのみ、復權とは公權を剝奪せられ又は停止されたる者、則ち日本臣民たるべき完全なる權利なき者に、再び日本臣民たるべき權利を與へさせ玉ふ如きことをいふ、(憲法第十六條)

此他天皇陛下の尊號及菊花の徽章皇居の稅率外たると皇居の警察權外たると國中一般に喪服を令し玉ふと等は皆皇室の威嚴に屬する特權ありと知るべし、

(三) 皇室の歲入は皇室財産の所得及び皇室費等をいふ、天皇陛下は日本帝國の主にして、帝國の全土は直接又は間接に皆陛下の所有に歸す、其直接に所有し玉ふ土地は多く皇室財産にして、其他の皇室に屬する財産より生ずる利益は皆皇室歲入の一部あり、國土の間接に陛下の所有に歸する部分は臣民之を借用して地租を上納す、地租其他國稅の一部分は皇室費とある、斯の如き皇室歲入は陛下の管理し玉ふ所にし、て其處分に對し聊かも他より干渉すべからざるものとせり、尙ほ逐次其個條にて詳説すべし

概言

此章には、日本臣民たるの資格及其權利義務を規定せり、權利の有る所、則ち義務存すとは法律の確言にして、日本臣民たる權利のある所は、則ち之を侵すべからざる義務の存する所あれば、其義務を規定するは權利を規定する所以にして、二者表裏相依るものと知るべし、故に此章は、別に區別の法によらず、條を逐ひ一々其大意を記述すべし、

第十八條

日本臣民
タルノ資
格

日本臣民とは日本人の子孫にして、日本に戸籍あるもの、則ち日本國人たるの外に尙ほ他の資格を要すると知るべし、抑も日本臣民とは憲法に循ひ、國政に參し、特別に政權を施用するの權ある者にして、元より日本國人たらざれば、日本臣民たることを得ず、日本臣民たるには男子にして、成年以上且つ品行の端正ある等の要件を備へざるべからざれば、日本國人にして日本臣民たらざるものありと雖も、日本臣民にして、日本國人たらざるものあり、婦人幼者の如きは日本國人なれども日本

臣民たらざると明かあり、

外國人

日本國の戸籍に入らずして、帝國內に居留する外國人は日本國人にあらず、又た外國人にして、日本國內に地所其他の不動産所有權を有つと雖も、其人は此等の故と、以て、日本國人とあるを得ず、但し日本帝國に歸化して、若干年間帝國內に居住し、日本國人たるの特許を得るとあり、

第十九條

參政權

斯の如く日本國人にして、日本臣民たるの資格を有する者は、法律規則及び示達に定められたる個條に合格すれば、日本帝國の文官、又は武官に任せられ、其他の公務例へば、市參事會議員とか、議長とありて、自治制に參與し、又は衆議院の議員とありて、國政に參與するの權ありとす、之に反して日本臣民たるの資格を有せざる者は、たとひ帝國法律の保護、幸福を蒙るとあるも、政治上の權利を享有せず、(憲法第十九條)

第二十條
兵役義務

日本臣民たる權利を有する者は、何人とも雖も法律の定むる所に従ひ、一般に兵役の義務を負ふものあり、抑も權利あるものは、法律ありて初めて成立せるものにして、法律なき世界に權利あるをなし、而して法律あるものは、整然たる國家ある者存在して、後に能く行はるゝものあり、日本ある國家を生存せしむるには、是非とも之を防衛保護するの兵卒あかるべからず、是を以て日本臣民たる權利を有する者は、一般に兵士とあり、日本帝國を護衛するの義務を負ひ、法律の定むる所に従ひて、兵役に服するものとす、(憲法第二十條)

第二十一條
納稅義務

日本たる國家を生存せしむるには、之を經營するの費用を要すると當然あり、故に日本臣民たる者は、自然この費用を支給するの義務を負ひ、法律の定むる所に従て、相應の稅額を上納すべきものとす、(憲法第二

十一條)

第二十二條
住居自由
ノ權

日本臣民は日本法律の許す限りは、如何ある場所に居住するも、敢て他人の束縛を受くべきにあらず、この居住自由權は延きて移轉自由の權とあり、日本臣民は法律の許す限りは、如何なる場所へ移轉するとも、自由たるべし、然れどもこゝに心すべきとは他の日本臣民たる人々も亦この自由の權利を有するを以て己れの權利を行ふ爲めに他人の自由を害すべからざると是あり、勿論斯の如き場合は、一々法律の規定する所あれば、自己の意見に任せて、この自由の權利を濫用すべからず、雖も、各人能く自由權利の意義を考へて、私犯の罪人とあらざる様注意すべきこととあり、(憲法第二十二條)

第二十三條
身體自由
ノ權及ヒ
名譽權

日本臣民は法律の定むる所に依らずして、猥りに捕縛せられ又は獄舎及一室に籠居せらるゝが如き人體の自由を妨げられるゝとあく、又

は法律に依らずして審問を受け、刑罰に處せらるゝが如き名譽權と害せらるゝとあし、帝國法律の定むる所に依り、或は罪を犯し、或は罪を犯したりとの嫌疑ありて、相當の手續きを経、然る上に逮捕せられ、監禁せられ、審問を受け、處罰せらるゝとも、これ是非なき次第にして、日本臣民たる者は、日本帝國の法律に循ふべき義務を負へを、決して争ふべからざる事なりと雖も、然らざる上は日本臣民たる者は其身體の自由と名譽權とを妨害せらるゝとあし、(憲法第二十三條)

第二十四條
裁判權

日本臣民は如何なる場合にても自己の權利を妨害せられたりと認むるときは、之を裁判所に訴へ、法律にて裁判官と定められたる人の公正なる判決を受けて、自己の權利を確定するを得、この權利は日本臣民にとりては至極大切なるものにして、たとひ法律に日本臣民たるの權利を規定するとも若しこの權利を確定するの途なければ万一自己

の權利を妨害せられたるときも其理否を質して再び之を回復するに能はざるを以て、初めより法律にて其權利義務を規定せざると一般あり、又、たとひ法律にてこの權利確定の途を開くとも、理否を決する裁判官の他の羈絆を受けて正平あるべからざるときは、法律を以て臣民の權利を定むるとも、また之を確定するの途を啓くとも、全く無用なれば、此上は裁判官の獨立して他の羈絆を受けず、直接に天皇陛下の命を奉りて天下の平と正とを司るに至ると一層の必要を増せり、故に司法權の獨立ありと知るべし、(憲法第二十四條)

第二十五條
住居防衛權

日本臣民は自己の住所を管理し、其牆壁内は他人の侵入を拒むの權あれば、法律に規定せられたる場合の外は、自己の住所に侵入せられ、又は家宅を搜索せらるゝとあし、然れども自己の許諾したる時か、但しは公安の爲め等にて法律に規定されたる場合には之を拒むの權あし、臣

民にして若し此權をくれば一日も安心快樂ある者なく、循つて社會の秩序安寧を保つと能はざるものと知るべし(憲法第廿五條)

第二十六條
信書ノ秘密ヲ保ツ
ノ權

人の信書には其事柄の更に法律に違背せずして而して他人に暴白すべからざるものあり、又は他人に漏しては自己の不利益とある者あり例へば商業上の信書の如し斯の如き適法の快樂名譽利益等を保護する爲めに日本臣民たる者は法律に定められたる場合を除くの外は自己の信書の秘密を他人に侵さるゝとあし(憲法第二十六條)

第二十七條
財産權

財産の安全は國家の基礎にして、財産安全ならざれば社會一日も安寧あると能はず、思ひ見よ、臣民自己の財産を所有するの權なしとせば、何時誰あつて來りて我財産を持ち去るやも知るべからず、たとひ之を知るも之を拒むの權なければ、腕力に訴へて自己の財産を守るの外あし、若し強力者ありて之を奪はゞ着るに衣なく、食ふに物なく、争闘又争

闘、餓死、殺傷之に次ぎ、金匱の國家も修羅場と化し去るとを、されば財産の安全は國家安寧の基礎にして社會の進歩を圖り、民利の増進せんを求め、是非とも臣民の財産所有權を貴重せざるべからず、是に於て憲法の明文にも日本臣民は其所有權を侵さるゝとあしとあり、これ誠に天皇陛下の國家を重んじ、臣民の權利と貴び玉ふ大切なる個條ありと覺ゆべし、然れども法律に定むるが如き例へば、戦争等にて必要ある場合には其誰れの財産たるに關せず、用ゐて以て公益に供するとも敢て之を拒むの權あり、斯の如き場合には臣民たるもの自己の所有權を放棄して、其財産を公益に供するの義務あればあり、この義務は先きの兵役納税の義務と其性質を同ふす(憲法第二十七條)

第二十八條
信教ノ自由

日本臣民は社會の安寧秩序を妨げず、能く法律と遵奉し、命令に従ひ固く君臣の分を守り、國家に對するの義務を盡さば如何なる宗教を信

奉ずるとも敢て他人の障害を受くべきに非ず、上には皇室の至尊を奉戴し、下には臣民相和睦して日本帝國の威名を保護増進するの精神を發養せば、何ぞ其奉ずる所の神たり、佛たるを問はんや、吾人は確信す、愛國の臣民は順良の臣民あり、順良の臣民は破壊の精神あり、破壊の精神は信教に依りて能く破壊せらるゝとを、(憲法第二十八條)

第二十九條
 一國の文明は言論著作等に關係を有し、産業は結社の興廢に縁あり、而して言論著作印行等の餘り自由あるときは、却て社會の秩序を紊し、文明を害するとあり、又猥りに結社の自由を臣民に與ふる時は、一興一廢却つて産業の振起を妨ぐるとあり、故に法律を以て制裁を定め、其範圍内あれば自由に口を開き、筆を採り、著作し、印行し、集會して談議し、辯論し、結社して業を起し、又は政黨を組織するも、皆臣民の權内に在りて、法律以外に出でざれば敢てこの自由の權を毀損せらるゝとあし、(憲法

第二十九條
 言論等自由ノ權

第二十九條

第三十條
 請願

上意下に達せず、下情上に通せざるは政治上の一失にして、爲めに國家の進歩を害し、公利公益を損すると少からず、是を以て日本臣民は上に對する相當の敬禮を守り、別に規定されたる規則に従ひて順序手續を履み、請願を爲すとを得べし、されば民情上に通せざるの憂あき、臣民の幸福利益の増進すると疑あし、然れども國家の利益は則ち臣民の利益にして、臣民の義務は國家に對して負ふものあれば、臣民たる者は一個一局部の私利を放棄して、常に國家の二字に注目せざるべからざるものあり、(憲法第三十條)

第三十一條
 帝權

以上述べ來りたる臣民の權利は、臣民固有の權利にあらずして、我日本國體は、開闢の其昔より天皇陛下天與の神權に依り國家を統治し玉へば吾人臣民の享有する權利ある者は、皆盡く陛下の授與し玉ふもの

かり、されば戰時又は國家の事變あるときに際して、陛下の行はせ玉ふ所置に對して、臣民は其權利に據り更に之に争ふべからざるは勿論、陛下無限の大權を施行し玉ふがまにまに、之に服従すべきものとす、これ陛下は其臣民に權利を授與し玉ひしを以て、非常の場合に於ては再び之を収復し玉ふとと得ればなり、(憲法第三十一條)

軍人は陸海軍の法令又は紀律に依りて支配せらるゝものにして、普通の法律の下に生息せずと雖ども、以上述べ來りたる條規にして陸海軍の法令規則に不都合のなき限りは、之を軍人にも應用するものとす、これ軍人は、其軍人たるを以ての故に日本臣民たるの資格を失はずして、日本臣民たる權利を有する上に特別の法令規律の下に支配せらるればかりと知るべし、(憲法第三十二條)

第三章

第三章 帝國議會

概言

帝國議會とは日本の國事を商議する集會といふ義にして、英語に所謂「パリアメント」これなり、「パリアメント」とは「ノルマン」語の「パライラメント」の三字より成り、陳我意の義を含む、則ち貴族院は貴族の意見を陳べ、衆議院は臣民の意見を陳べ、其議決と國王の意見に依りて更に裁可又は不裁可し玉ふを以て、各其意見を陳ぶるに相違なきし、我帝國議會を見るに、其全體の組織は英國の「パリアメント」に似たる所尤も多く、細則に至りては日本特有のものあり、外國制に類するものあり、蓋し各國の議院制を参照し、我國情に比應して制定せられたるものあれば、我帝國議會の完美なると、讀み得て益々覺る所あり、今便宜に依り此章を分ちて左の三項とし、逐次其大意を記述すべし、

- (一) 帝國議會の組織
- (二) 帝國議會の權限

(三) 議員及其の特權

(一) 帝國議會の組織

帝國議會を分ちて二院とし、一を貴族院と稱し、他を衆議院と稱す(憲法第三十二條)議會を二院に分つとは歐米諸邦の通體にして、英吉利佛蘭西獨逸等皆この制に依らざる國なく、獨り希臘と土耳其とのみ一院制を用ゆ、一院制は時として急遽激烈の所爲をなすの恐れあり、之に反して二院制は輕率猜忌の所爲を防ぐのみならず、能く欲情瞞着又は政黨の陰謀より生ずる恐るべき結果を防ぐとを得べし、

貴族院は左の三種の議員より成る(憲法第三十四條)

- (一) 皇族
- (二) 華族
- (三) 勅任議員

皇族の男子にして成年に達し玉ふ時は、議席に列するの特權を有せらる、

第三十四條 貴族院

皇族

華族

公侯爵を有する華族は、其特權を以て滿二十五歳に達したる時より貴族院の議員とある、伯子男爵を有する華族は、各同爵中より撰舉せられたる者、七年間の任期を以て議員とある、其員數は、各爵總員數の五分の一を超ゆべからざるの成規あり、但し年齢は滿十五歳以上とす、

勅任議員

勅任議員に二種あり、終身勅任議員、定期勅任議員是なり、終身勅任議員は、國家に勳勞あり又は學識ある滿三十歳以上の男子にして、定期勅任議員は、七年の任期を以て各府縣中最多額の納稅者十五名中より互撰し勅任によりて議員たる滿二十歳以上の男子あり、勅任議員の數は、有爵議員の數に超過するを得ず、

貴族院の議長、副議長は、議員中より七年の任期を以て勅任せらる、以上貴族院の組織は、英吉利の貴族院制に似たる所多し、

衆議院は、日本臣民一般を代表する者にして、選舉法の定むる所に依

第三十五條 衆議院

り公選せられたる議員より成る、議員は選舉人名簿調製の期日より前一年以上、その選舉府縣内に於て直税十五圓以上を納むる満三十歳以上の男子に限る(憲法第三十五條)

衆議院の議長副議長は、其院にて選舉したる三名の候補者中より勅任せられたるものなり、

歐米諸國の被選舉人の資格を見るに財産上の分限は種々雜多にして或は之を要するあり、或は之を要せざるあり、其之を要する内にも、或は多額を要し、或は少額にして止め、到底之と概言すべからずと雖も、年齢の如きに至りては大約二十五歳を最高として二十歳と下らず、英國は二十一歳以上、佛蘭西獨逸等は二十五歳以上あり、獨り伊太利のみ三十歳以上にして擧權を有する者は二十五歳以上とす、思ふに國民未だ自治の制度に慣れずして、或は輕卒に流れ、過激に失するの恐ある

第四十一
條
召集

ときは議員たるべき者の年齢の制限を高くすると尤も必要あり、伊太利は吾その何の故あるを知らず、

帝國議會は天皇陛下毎年勅諭を以て之を召集し玉ふ、其召集の勅諭は集會の期日より少くとも四十日前に發布せらる、議員は召集の勅諭に指定されたる期日に於て各議院の會堂に集會し、勅命により開院式を行ひたる後議事に着手するものとす、

英國の憲法史と閱すれば、英國々會は其初め三年にして、一度召集せらるゝとあり、召集せられざるともありて、其臣民は忍耐に忍耐を加へ、汗血を流し、巨多の財産を費して漸く今日の如く毎年召集せらるゝの運命に至りしとを見ん、我日本臣民は夢にだも斯の如き艱苦を知らずして、初めより毎年議會を召集せらるゝの恩典を辱ふす帝國の臣民特に肝銘すべきとならずや、

第四十二條
會期

三十八

帝國議會は三ヶ月間を以て通常の會期とす然れども必要ある場合に於ては勅命を以て會期を延長せらるゝとあり(憲法第四十二條)
英國々會の開期は毎年六ヶ月に亘るの恒例にして佛國は少くも五ヶ月に涉らざるを得ざるの成規あり二者共に我帝國議會の開期より長しと雖ども會期を延長するの制限あれば必竟同一の結果を見るべし、

第四十三條
臨時會

臨時緊急の必要ありて帝國議會を召集せざるべからざる時は通常會の外に臨時會を召集せらるゝとあり臨時會の會期は事の細大難易によりて異なれば其都度勅命に依りて之を定むるものとす(憲法第四十三條)臨時會の召集も亦勅命に依ると知るべし、

第四十四條
開會閉會
延期停會

帝國議會を開會し閉會し所定の會期を延長し及停會を命し玉ふときは貴族院衆議院とも同時に之を行ふものとす例へば開會は勅命に

解散

より定められたる日に於て兩院議員共に貴族院に會合し開院式を行ふが如く閉會も勅命に依り兩院合會して舉行するものとす停會及會期延長も亦同一にして貴族院も衆議院も同時に舉行するものと知るべし解散は先きに陳べたるが如く衆議院に限れるものあるを以て兩院共に舉行すると能はずして衆議院の解散を命せられたるときは貴族院は同時に停會せらるべし(憲法第四十四條)

第四十五條
新選舉

衆議院の解散により貴族院に停會を命せられたるときは貴族院は開會により前會の議事を繼續すると能はず然れども兩院共に單に停會を命せられたる時は開會に依り共に再び前議事を繼續するを得衆議院の解散を命せられたる時は勅命を以て新に議員を選擧せしめ解散の日より五ヶ月以内に之を召集して更に會議を開かしむ(憲法第四十五條)これ各國普通の制規にして佛蘭西にては三ヶ月以内に撰

三十九

舉會を開き、獨逸にては六十日以内に新撰舉を行ひ、九十日以内に新國會を召集し、伊太利にては四月間に新會議を開くべきものとせり、

第四十六條 開議事

貴族院衆議院とも、各々其總議員數の三分の一以上出席せざる時は議事を開き議決を爲すを得ず、例へば衆議院の議員は總數三百名ありとせん、其三分の一則ち百名以上の出席なき時は議事を開くことを得ず、從て議決を爲すことを得ず、貴族院も之と同様あり、(憲法第四十六條) 貴族衆議兩院の議事は過半數を以て可否を決す、若し兩々相同トキ時は議長は可否を決するの權あり、(憲法第四十七條) 此れ亦各國に普通ある制規にして、歐米諸國尋常の會議には皆この制に依る、憲法改正の如き非常の會議には三分の二以上の多數を要するとあり、

第四十七條 可否決

第四十八條 公開會 秘密會

兩議院の會議は公けに開きて臣民の傍聽を許すと雖も、政府の要求又は其の院の決議に依りて傍聽を禁じ、秘密會と爲すとあり、(憲法第

四十八條) 抑も會議と秘密になすは、事些細に似たるが如く、かれども、臣民の感情を傷害すると太だ多く、從つて政府及議會を信するの念を毀損するをあれば、議長の發議又は議員十人以上の發議に由り議院の之を可決したる時、又は政府より要求と受けたる時の外は、決して猥りに公開を停むることなし、

(二) 帝國議會の權限

第三十七條 立法權

帝國議會は立法權の一部を有し、帝國の法律は必らず其議決を経るを要す、反言すれば帝國議會の議決を経ざるものは法律にあらず、(憲法第三十七條)

第三十八條 法律案提出權

法律案提出の權は政府貴族院及衆議院の三處に在りて、政府は其法律案を便宜に依りて兩議院の内何れへか提出し、先づ之を受けたる議院より決議して他の議院に移し、其決議を経たる後議長より國務大臣

を經由して之を奏上するものとす、貴族衆議兩院の内にて提出したる議案にして他の議院にて否決したるときは、之を提出せし議院へ通知するのみ、(憲法第三十八條)

第三十九條
再提出權
ナシ

貴族衆議兩院の内何れかにて一旦否決せられたる法律案は、其會期中に於て再び提出すると能はず、若し提出するとを得るとせば、當に貴重なる時日を費して他の議事を妨ぐるのみならず、未だ熟考するの間、かくして、實際之を覆議するの利益なければ、(憲法第三十九條)

第四十條
建議權

兩議院は法律又は其の他の事件に付き文書を以て各々其意見を政府に建議するとを得、但し一旦採納せられざりしものは同會期中に於て再び建議することを得ず、これ亦單に事務の繁雜を増すのみにして僅か三ヶ月を經過せる間に一旦採納せられざりし建議の速かに採納せらるゝに至るべき事實なく、且つ其所置の強訴に類して、ただ靜謐を

第四十九條
上奏權

害するの恐れあれば、(憲法第四十條)

貴族院衆議院は各々天皇陛下に上奏するの權あり、(憲法第四十九條)但し各議院の上奏せんとする時は、議題と可決したる上文書を奉呈するか、又は議長其總代とありて謁見を請ひ、之を奉呈するものとす、

第五十條
請願受取
ノ權

先きに日本臣民は請願するの權あることを陳べしが、この請願は文書に認めて議員の紹介により之を議院に出すものとす、議院は之を請取るの權あり、(憲法第五十條)而して議院は之を請願委員に付して審査せしめ、若し規程に合はずと認むる時は、議長より紹介議員を経て却下するとあり、請願委員又は三十名以上の議員の要求あるときは、之を會議に附するとあり、兩議院は各別に請願を受け、互ひに相干預するを、(憲法)を改正するは天皇陛下獨り發議の權を執り、(憲法)が故に議院にて其請願書を受けるとを得ず、又た司法及行政裁判は、立法權の支配す

べからざる獨立の大權を專有するを以て、議院は之に干預する請願を受くることを得ず、

第五十一條 内部整理之權

兩議院はこの憲法及議院法に掲ぐる個條の外にて、議院の内部を整理するに必要ある諸規則を制定するの權を有す、これ議院は立法權あるを以て、其權限内に於て活潑有益ある行爲をなさしむるが爲めあり、

(三) 議員及其特權

第三十六條 議員

貴族院議員にして衆議院の議員たることを得ず、衆議院の議員にして貴族院の議員たることを得ず、貴族院の議員は貴族院議員なり、衆議院の議員は衆議院議員あり、と個々別々に其務を負ふて、何人も同時に兩議院の議員たることを得ざるものとす、(憲法第三十六條)これ兩議院は各々獨立にして、其議事も亦互ひに相干預せざるものなればあり、若し一人にして同時に兩議院の議員たることを得ば、貴族院の投票者は又た衆

英國下院議員

議院の投票權を有するを以て、各院獨立の議事を爲すとを得ず、從つて議院の獨立を保持すると能はず、さらば經費を倍して二院制と用ゆるの効なく、寧ろ土耳其希臘の如く一院制を用ゆるの經濟あるに若かざるあり、議會を分ちて貴族院衆議院と爲したる以上は、此個條の必要大ありと知るべし、

日本帝國にては宮内官、裁判官、會計検査官、收稅官、及警察官の外は、官吏と雖も其職務に妨げなき限りは議員を兼ねることを得れども、英國にては一切の官吏たる者其下院議員を兼ねることを得ざるの制規あり、故に議員たる者若し英國王の命を奉りて官吏たる事を承諾する時は、更に議員を新撰して之に代らしむるものとす、此制や、議員の獨立を保持し、下院は一切他の抑制を受けざらしむるの意に出でたるあり、

第五十二條

兩議院の議員は、會議中其議院に於て發言したる意見に付、院外に於

言論上之
特權

て責任を負ふとなく、又た議事に付き如何ある決議に同意賛成を表するとも、院外に於て其責に任ずるとなく、例へば院外に於て同意見と演説すれば、忽ち法律に依りて處分せらるべきものも、院内にては其責を負ふとなく、則ち言論は自由あり、然れども院内又別に規則の有るありて、例へば皇室に對し不敬の言語論説を爲すべからざるが如く、議員の言論を恣にするとは得て許されざるものと知るべし、又た院外に於てある意見に同意賛成する時は、忽ち同類として罰せらるべきとも、院内にては其意見の諸規則に違背せざる限りは、敢て責罰を蒙るとなく、が如く、之に同意するとも亦敢て責罰を受くるの理なく、これ議員たる者の特權にして、此特權なければ充分各自の意見を陳述すると能はず、従つて完全なる決議と爲すべからず、英國の國會議員も亦此特權あり、此特權は常に議員の有するものにはあらずして、其議院内に在る間

だ之と有するのみ故に議員自ら其の言論を公衆に向つて演説し、又は刊行筆記して世に公布したる時は、最早この特權外の所爲にして、自己の所爲は自己に責任を負ふの元則に漏れず、一般法律の處分を受けざるべからず、(憲法第五十二條)

兩議院の議員は現行犯又は内亂外患に關る罪を除く外、會期中其の所屬院の許諾なくして逮捕せらるゝとなく、特權を有す、(憲法第五十三條)英國の國會議員も亦此特權あり、此特權は嘗て英國にて議員の國會に出席せんとする途上、政府の命に因り種々の口實にて逮捕せられたる者多く、爲めに議事の都合を生じたることありしより、議員に逮捕上の特權を與ふるとの必要を感起し、昔時は其の奴婢に至る迄も、皆この特權を得たりしが、今は議員の一身に限れり、英國の上院議員は、其貴族たるを以ての故に逮捕せらるゝとなく、議員たるを以ての故にあらず、

第五十三
條逮捕上
之特權

されども貴族は殆んど皆上院議員たり、

以上言論上及逮捕上の特権は、歐米各國の認めて以て必要とするものあり、此特権は元と立法上の必要より發生すれども、已に司法と立法と分畫する以上は、立法上の必要ありとて、妄りに司法上の大權の執行を妨ぐべきにあらず、故に議員は逮捕上の特権を有するも、現行犯罪には直ちに逮捕せられ、又た内亂外患に關る、其事極めて重大にして一息後るれば復た挽回すべからざるに至るが如き罪を犯せば、直ちに逮捕せらるゝものとす、其他議員の逮捕を要する場合にして、其所屬院の許諾を得たる時は、何時にても議員を逮捕するを得るは、則ち司法權の成立を保つが爲めあり、

第五十四條

國務大臣とは内務外務農商務等の國務を分轄する各省の諸大臣といふ、諸大臣及政府より特派されたる委員は、何時にても各議院に出席

するの權を有し、又發言の權を有す、然れども、之が爲めに議員の演説を中止せしむるの權なく、又た投票の數に加はるの權なく、(憲法第五十四條)但し大臣又は政府委員にして議員たる者は投票の權を有すれども、これ議員として有する投票權にして、大臣又は政府委員として有するにあらず、投票の權を知るべし、

第四章 國務大臣及樞密顧問

概言

凡そ國體は國各々其宜しきを異にし、循つて政府の組織も亦同一ならずと雖ども、治者被治者の二要素を備ふるとは各國に一樣ある事實あれば、治者の内にも亦各國に一樣ある要素を備ふるとあるべし、余各國の政府を見るに、國務を分轄する官省の區畫大抵皆一樣にして、内務外務軍務財務の諸省の如きは、固より其名稱を同ふせずと雖ども、歐洲各國必らず之を備ふ、我日本帝國官省の區畫は、尤も能く白耳義國官省

の區畫に類似し宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の十省に分つ各省に大臣あり、之を總稱して國務大臣といふ、國家の事務を理する大臣の義あり、

宮内省は専ら皇室に關する事務を取扱ふ官衙にして、直接に陛下に隸屬し、議院の支配を受くべきものにあらず、されば宮内大臣は之を國務大臣と稱すべからざるか、謂ふに宮内大臣は直接に國家の事務を理せずと雖ども、皇室は我日本國家を代表するものあれば、皇室の事務を理するは則ち國家の事務を理する所以にして、之を國務大臣の列に見るも敢て差支あきが如し、外國の内閣總理大臣は大抵外務大臣又は大藏大臣を兼任すれば、固より國務大臣と稱すべきも、我總理大臣の如きは單に内閣を總理するのみにして、外務財務といふが如き一定の國務と理せざれども、是亦間接に國務を總理すれば、固より國務大臣の内と

知るべきあり、

第五十五條 大臣之責任

此章には國務大臣の責任、及内閣顧問の職掌等を規定せり、國務大臣は各々其職掌を奉じて、天皇陛下を輔弼し奉り、行政上一切の行爲は陛下に對して其責任を任ずるものとす、夫れ天皇陛下は神聖なれば其爲し玉ふ所にして純善純良からざる者あし、只大臣職を國務に奉し之を執行して過失を生ずるとあるのみ、故に大臣は天皇陛下に對して過失の責任を任ず、

大臣之副署

斯の如く大臣は一切の行政事務に關して責任を負ふが故に、法律勅令其の他國務に關る詔勅は、凡て國務大臣之に副署し、必らず其手を經て發布せらるゝものとす、(憲法第五十五條)之を詳言すれば、大臣の副署は法律勅令等に備はるべき一要素にして、大臣の承諾ありたることを表示し、以て其責任の歸する所を明かにす、

第五十六條
樞密顧問ノ任

樞密院は議長一名、副議長一名、顧問官十二名以上、書記官長一名、書記官數名より成る、抑も樞密顧問は盡く年齢四十歳以上の親任官にして、天皇陛下の諮詢に應へ奉り、重要な國務を審議するの任あり、(憲法第五十六條)則憲法及憲法に附屬する法律の解釋に關し、又は其改正に關する草案、重要ある勅令新法の草案、又は現行法律の廢止改正に關する草案、列國交渉の條約、及行政組織の計畫、豫算其他會計上の疑義に關する爭議等の事項に付き會議を開き意見を上奏するものとす、斯の如く樞密院は行政及立法上の事項に關して會議するの權ありと雖ども、絶へて施政に干與するとおし、

(内閣)

(附)施政は内閣の專任する所にして、内閣は政治機關中至要の位置を占むるものあり、而るに憲法上更に内閣に關する規定あるとを見ざるは大ひに怪しむ可き事の如くおれども、これ歐米諸國の通體にし

内閣ノ語意

て、元來内閣ある者は其起原及性質上より見れば、施政の便宜により偶然顯出したる一小政會たるに過ぎざればあり、抑も内閣なる語は其初め世人の耳目を避け、閣議を秘密にせしより呼ばれたる名にして、員數も至つて僅少あり、内閣員數の僅少あるは其許多あるより、却て目的を達するに利ありといふ、歐米各國の内閣は閣議の記録なく、又其會議中は大臣の秘書官と雖ども列席すると能はず、加之ならず内閣員自身に記憶の爲め閣議を手帳に記載するとすら大臣たるの信任を缺くものとして非難せらる、其秘密あると知るべきあり、

内閣ノ解釋

學士、ハセオ、ト氏は、内閣を解釋して立法者の撰托に依り國家を經營する局ありといへり、余嘗て英國政治家の傳を讀み、英國內閣の運動の活潑あるに驚嘆せり、今幸に其組織を異述せん、

英國内閣總理大臣は勅任にして、國王の宣托に依り内閣を組織し、各大臣の姓名表を奉る。是に於て内閣成る。然れども嘗て世間に閣員の姓名を公布するとあし、斯の如く國王の勅任を蒙り、内閣組織の宣托を受くると雖も、自己の技術能く大事を全ふすべからざるを察して之を辭するの政治家古今少からず、これ眞に政治上の學識經驗ありて、冒険の氣質を制する英國政治家の長所ありといふべし。

内閣員は國王の代理者として行政事務を司るを以て、國王に對しては行政上の責任を負ひ、又國王の臣として國會に列席し、立法事務に與るを以て、國會に對しては立法上の責任を負ふ。國會は國民の代表者にして、國民に對する行政上の責任は則ち國會に對する責任なれば、必竟内閣は國會に對して行政上立法上の二責任を負ふものあり、この責任は内閣員全體として負ふとあり、各大臣別々に負ふとあり、

内閣員の説相異なる時は、投票の多數に依りて之を決議す、斯の如くして決議されたる議案は、たとひ自説に相反するとあるも、閣員全體其責任に當り、議案の實行に盡力せざる可からず、而して投票の數及び其投票者の誰たるやは、之を外人に漏すべからざるの規定あり、内閣の所業興望に反して國民の信用を失する時は、則ち内閣死亡の期あり、内閣の死亡解散するときは總理大臣より其旨を國王に上奏するものとす、是に於て國王は特權に據りて再び他の總理大臣を勅撰し、新内閣組織の事を宣托し玉ふ、斯の如く總理大臣は内閣の組織者あるを以て、其内閣は總理大臣と進退を共にし、たとひ如何なる原因に出づるも、總理大臣の辭職したるときは、其内閣は必らず一旦解散するものとす、然れども其内閣員は更に他の内閣に入りて閣員たるを得るあり、

内閣ノ進退

五十六

内閣總理大臣は勅撰ありと雖ども、其實は國會の指名に依りて國王の勅任し玉ふものあれば、内閣は其實國會の命に依りて組織せらるゝものといふべし、而して其解散するや、多くは下院議員の多數によりて決するものあれば、内閣の進退は國會の決議に在りといわんより、寧ろ下院の決議に據ると謂ふべきあり、

内閣ノ位置

以上生出より死亡に至る内閣の組織は、英國責任内閣の制にして、英國政治社會の活潑なる運動は皆なこの責任内閣の制あるを以ての故なり、蓋し内閣は其初め偶然に起りて今尙ほ確定したる法律規則も亦、只習慣に依りて之を繼續し來るのみありと雖ども、實際政治社會の最大要部を占め、内外人目の注點とはされり、

責任内閣

責任内閣の組織は大ひに社會に利益ありと雖ども、國に老練熟達の政治家多くして此制を用ゐるは極めて危儉ありとす、凡そ世人の最

内閣ノ要件

も談ト易きは政治あり、是を以て口には常に時政と評論し、政談演説を爲し、手には何等の職業をも執らすして日を暮す徒少からず、而して其學識經驗を叩かば一もあると莫し、此類の政治家を仕入政治家と呼ぶ、蓋し着實ある學業を修めずして時勢に侵され忽ち實行家とありたる世間ありふれたる政治家といふ意義か、政治學の戒むるは仕入政治家を増加せしめざるとあり、此徒好んで政治家の失を摘發して政府の信用を害し施政の方針を損するとあれば、經濟學の教ゆるは此類の政治家を撲滅するにあり、國の生産力を増加せんと欲すれば、斯の如く仕入政治家の多き社會には、責任内閣の成立いと覺束あり、

内閣を組織するには、若し得べくんば上下兩院の勢力を平均に保つとを必要とす、則ち上院より相應の人數を採り、下院より亦相應の

五十七

人数を採りて内閣に入らしむると是あり、然れどもこれ亦甚だ履行し難きの事實にして、議員に人物かくんば到底行ふに足らず、

第五章 司法

概言

法律は人民の據る所を示すものあり、人民據る所を知らずんば天下一日も安き心あし、天下安き心なくんば産業興らず、藝術振はず、社會一般因循卑屈の風に固結す、これ我封建時代の形勢あり、爾來國開け、風革まり、法律は徒らに政府を裝飾するの具たるとかく、出で、人民に其據る所を示すに至りて、百物皆其面目を新にし、人文益開發すと雖ども、司法大權の獨立せざる間は、外國にては治者時として法律を犯すとあるも、敢て制裁を受けざるが如き等の例ありて、法律は果して天下の正と平とを司るものあるやとの疑念を生せしむるとあしとせず、こゝに我裁判官の獨立を確認し、司法大權の所在と其執行の方法とを明かにし、

他の立法行政の二大權と鼎立して行はるゝに至らば、日本臣民の權利幸福に幾多の伸張増加を與へしや、讀者乞ふ之を其心に問へ、問ふて覺る所あらば則ち此章の價値を知らん、

第五十七條 司法權所在

司法權は天皇陛下之を掌握し玉ふ、故に天皇陛下の名によつて法律の定むる所に從ひ裁判所之を行ふものとす、抑も司法權は法律を維持し、各個人の權利を保護する國權の一部にして、單に爭議の判決を下すべき權なりと云は、意義簡短にして廣大あらざるが如くあれども、已に成立せる法律を維持し、正義に依りて之を應用すれば、各個人の權利は正に確立す、各個人の權利確立して國家の大權とあり、國家の大權確立して立法の事務整ひ、行政の所業舉る、されば爭議の判決を下すべき權は直接に各個人を保護し、又間接に國務の整頓をも維持するとを得、この大權は天皇陛下獨り之を有し玉ひ、獨立不羈の裁判所陛下の御

名に依りて之を執行す、是に於て初めて其効を收むべきあり、而して其執行の方法及裁判所の構成は一定の法律に依るべきものとす、(憲法第五十七條)

第五十八條
裁判官之獨立

司法權の確立は裁判官の獨立に依りて生ずるものにして、裁判官の獨立は裁判官の資格に關するとあり、已に一定の法律を以て裁判官の資格を定め正に之に合格する者に非ざるよりは裁判官たることを得ずとすれば、自然裁判官たる者は法理に明かに、一定の見識を有する者のみとあり、他の補佐を受くるとかくして自己の職務を全ふするを得るに至る、然れども自己の過失かくして其職務を免せらるゝが如き介意あらば、多少其精神を制する者あしとすべからず、故に裁判官は刑法の宣告又は懲戒處分を受くるに非ざるよりは其職務を免せらるゝとあしとせり、是に於て裁判官の獨立殆んど成る、然れども其懲戒の方法一

第五十九條
裁判公開

定せざる時は、これ又裁判官の據る所なきを以て、自然其獨立の位置を保持すると能はざるが故に、其方法は議會の參與したる法律を以て之を一定す、是に於て裁判官の獨立全く成る、(憲法第五十八條)裁判官獨立の制規は文明諸國の大いに尊重する所にして、英國の如きも今より殆んど百三十年前漸くこの制規と設けたり、

裁判官の已に獨立したる以上は裁判を公開し、世人に傍聽を許し、裁判の公明正大にして他の羈絆を受くるとなきを示すべし、これ公衆をして信を其裁判に置かしむるの方法あり、然れども豫審の如きは證據集収等の事務多きを以て、之を公開するの必要なければ、對審と判決とは之を公開するを元則とす、但し裁判事件に依り、其對審中或は社會の秩序安寧を害し、又は風俗を亂す等の恐れある時は、法律の定むる所に従ひ、又は裁判所の決議に依りて傍聽を禁ずるとを得れども、其判決に

第六十條
特別裁判所

至りては必らず之を公開すべきものとす(憲法第五十九條)

特別裁判所とは何ぞや、普通の法律に依りて裁判を執行せざる裁判所をいふ、則ち戰時裁判所又は軍法會議等を云ふあり、已に其依る所の法律を異にすれば、必らず其裁判所の管轄に屬すべき物體も亦異ならざるを得ず、若し普通の物體にしてこの特別裁判所の管轄に屬すべきものとするれば、吾人が普通法律の下に享有せる權利は爲めに消滅するとあるべし、普通裁判所の認むる臣民の權利にして特別裁判所の認めざるものあるべければ、故に特別裁判所の管轄に屬すべきものは、別に法律を以て豫め之を規定す、元來此等特別裁判所の所有せる裁判權は、先きより述べ來りし司法權の部内に入るべきものには非ずして、兵權に附屬せる特異の裁判權ありと知とべし、

第六十一條
行政裁判

行政裁判所は行政訴訟と受理し、司法裁判所は普通の私訴公訴を受

理す、行政訴訟とは則ち行政官廳の違法處分によりて、一個人又は市町村等の如き法人の權利を傷害せられたりとするの訴訟にして、凡そ權利の有る所は必らず救済の途存すれば、これが救済を請求するは固より各人の享有せる權利ありと雖も、行政訴訟は凡て行政裁判所に出訴せざるべからずとせり、司法裁判官は概して行政事務に通達せざれば、其判決する所或は行政事務の圓滑ある活動を害するの恐れおしとすべからざるを以て、豫しめ法律に依りて行政裁判所の裁判に屬すべきものを規定す、故に行政訴訟は司法裁判所にて受理すべきものにあらずとせり、若し誤りて行政訴訟を司法裁判所にて受理し之と判決したる時は、其判決は管轄違の訴訟あるが故に凡て無効とす、

行政裁判は從來内閣法制局内司法部にて之を執行し來れり、蓋し獨逸の制に倣ふものありといふ、

第六章 會計

概言

富は國家の血液なり、血液能く循環融通すれば國家益健康あり、此章に規定する所は皆亦國家の富に關し經濟に係る、されば國家の健康に關係すると多しと知るべし、

英國内閣の更迭は多く歳出入豫算案編成の好拙に依る、以て此一項の關係する所の重要あるとを推知すべきあり、

納税は臣民の義務にして、之を徵集するは政府の權利あれども、然れども臣民の合意承諾なくして之を徵集するを得べきものとすれば、臣民の血液は忽ちに乾枯して國家の健康を害するに至るとあり、故に新に租税を課し、又は從來の租税規率を變更して税額を増減せんと欲するが如き時は、臣民の參與したる法律を以て之を定むるものとす、則ち臣民の合意承諾したる後に非ざるよりは新に税源を起し及税率を

第六十二條
新租税及
税率變更

變更すべからずとせり、其他國債を起し、又は豫算に定めたるものを除くの外、日本國庫の負債とあるべき契約を結はんと欲する時も亦必ず帝國議會にて臣民と協議し、其合意承諾を経たる後にて之を行ふべきものとす、凡そ國債は國庫の缺乏を告ぐるより生ずる負債にして、國庫の負擔は歸する所臣民の負擔あり、臣民の負擔すべき國債を其承諾なくして起すとを得るとせば、又忽ち國家健康の度を失ひ、民疲れ國亡ぶるに至るとあり、故に議會の協賛を経たる後にて之を行ふものとせり、然りと雖ども行政上の手数料及び其他報償に屬すべき收納金、例へば登記手数料等の如きは、皆國庫に收納するものかれども、其性質は一の報酬にして租税に非ざるが故に、敢て議會の協賛を経て臣民の承諾を得るを要せず、(憲法第六十二條)

國家を經營するには多少の費用を要すれば、必然租税を徵集するは

第六十三條
徵收

政府の權利にして、若し法律を以て現行の租税規率を變更せざる限りは、舊來の通り之を徵集すべきものとす、故に議會に於て議決したる税法にして、天皇陛下の裁可を得ると能はざるときは、未だ法律たる効力あきものたるを以て、現行の税率に依りて租税を徵集すべきものと定む、(憲法第六十三條)

第六十四條
歳出入豫算

入るを計り出るを制するは會計の基本あり、故に政府は施政の方向に循ひ、國家の歳入歳出の豫算案を製し、毎年之を帝國議會に出して其協議贊成を経べきものとす、斯の如くして豫算を定むると雖も、事々物々豫定と齟齬するは人世の常にして、例へば外國と不慮の戦端を開く等のことありて、豫算の定額に超過するか、又は豫算個條外の費目を生じたる時は、先づ之を支出して後日之を帝國議會に附し、其承諾を求むべきものとす、是れ國民の負擔と爲るべき費用は、其承諾なくして政

府の之を苟しくもせざるの意に出たるものなり、然れども其支出にして若し不當の處分に出で、議會の之を承諾せざることある時は、主務大臣之が責任を負ふより外なく、又如何とすべからざる次第あり、主務大臣の責任は、則ち第五十五條に略言したるが如く、我天皇陛下に對して負ふものあれば、其制裁は一に大御心に存するが故に、如何に之を處分し玉はるべきやは、敢て臣民の關かり知る所にわらず、抑も天皇陛下は外國に對して我日本臣民を代表し玉ふが故に、臣民に對する責任は、則ち天皇陛下に對するの責任と見ることを得べし、又大臣は天皇陛下に代りて國務を執るが故に、大臣の責任は陛下に對して負ふものを知るべし、

第六十五條
豫算案提出

政府より帝國議會に附すべき證案は、兩院の内何れへ先きに出すとも不都合あき原則あれども、歳出入の豫算のみは先づ之を衆議院の會

議に附すべきものとせり、蓋し各國の例を見るに、歳出入豫算上の議論の最も盛あるは衆議院にして、英國の如きは、金錢に關する豫算立案の權は盡く之を衆議院に歸せり、これ其利害を感じる者は社會の多數を占むる平民に在ると尤も多きを以てあり、されば豫算はたとひ先づ貴族院の決議を経るものとするも、元來此類の議案は衆議院の修正を爲すと多きものあれば、先づ衆議院の決議を経て之を貴族院に移すを以て可とす(憲法第六十五條)

第六十六條 皇室費

皇室は我日本帝國の皇室にして、皇室の嚴威は日本臣民の威嚴あり、されば皇室の經費を負擔し、皇室の威權を保持するは、我日本臣民の義務ありと雖も、近古各國の史乘を閱するに、往々議會にて皇室の經費を減却し、以て皇室の威嚴を充分に保持すべからざるが如きに至らしむるをあり、不敬の至りと謂ふべし、元より我國は外國と其國體を異に

する所あれば、日本臣民は能く此點に注意し、後來我皇室の威嚴、則ち外國に對する我日本臣民の威嚴を保持するに熱心たるべきを以て、皇室經費にして將來増額を要すべき場合の外は、敢て帝國議會に附し一々其協議賛成を要せざるものとせり、吾人は身も魂も皆皇室に捧ぐるものあり、何ぞ敢て皇室の經費を問はんや、

第六十七條 既定歳出

憲法上の大權に基つける既定の歳出、例へば天皇陛下は憲法により、日本帝國を保護するに必要なる常備兵額を定むべき特權と有し、玉へば、其兵額を養ふに足るべき費用の如き、及び法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出、則ち法律を以て施行を命じたる事業にして到底政府より其費用支拂の義務を了らざるを得ざるが如きものは、帝國議會にて政府の承諾なく、恣まゝに之を廢除し、又は其額を削減す可からざるものとせり、憲法は元より國民の遵奉すべきものあれば、

之に背くべからざるは勿論、法律は帝國議會にて一旦臣民の承諾に依り成りたるものにして、其命する所に従ひ之を執行するより生ずる費用は臣民の已に承諾したるものあれば、自然其負擔を免かるゝと能はず、故に若し帝國議會にて之を全く廢除するか又は其一部分を削減せんと欲する時は、必らず政府の同意を要するものとせり、然らずんば、一方にては議會にて己に其歳出を廢除したれば、臣民之が費用を負擔すべき義務ありといふに、一方にては已に法律の命トたるが如く執行し了れば、其費用は臣民の負擔すべきものなりと辯ずるが如き椿事を見らるゝとあるに至ればあり、

第六十八條
繼續費
歳出入の豫算案は毎年議會にて之を議決するものたるは已に第六十四條にて記述せり、こゝに特別の要用ある時は、政府は數年間繼續して要すべき費用、則ち今年も來年も三來年も四來年も年々要用ある

費額を今年の帝國議會にて豫め議定せしむるを得、而して其年限内は繼續費として毎年議會の協賛を経るとかく直ちに之を徵集するとを得るものとす、之れ議事上の便益を圖り、又行政上の便宜と與へんが爲あり、(憲法第六十八條)

第六十九條
豫備費
議會は毎年其次年度の歳出入豫算案を議定すれども、或は豫算の不足を生ずるとあり、或は豫算外の費用を生ずるとあり、而して此等の費用は必要にして到底避くべからざる者あれば、豫め此等の費用に備ふるが爲め豫備費を設く、故に議會は豫備費豫算案を議定すべき義務を負へり、蓋し豫備費は、斯の如き止むとを得ざる意外の費用に備ふるものあれば、此等費用の生ずる迄は國庫内に蓄積する者たるべきを以て、成るべく其額の少あるを要す、(憲法第六十九條)

第七十條
必要處分

帝國の安全を保持する爲めか又は避くべからざるの需用ある時は

して、内外の事情形勢に由り帝國議會を召集するとの能はざる時、政府は勅命に依りて財政上必要の處分を爲すとを得、然れどもこれ萬止むとを得ざる場合にのみ行ふべき政府の處分にして、第一には公共の安全上に必要ならざる可からず、第二には議會を召集すべからざる場合からざるべからず、第三には勅命に依りて行ひたる處分からざるべからず、この三要素を備へたる場合と雖も、次きの會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を要めざるべからず、帝國議會にして若し其處分を承諾せざる時は主務大臣陛下に對して之か責任を負ふの外あり、

帝國議會は豫算を議定するの義務を負へども、若し事故ありて豫算を議定せざるか、又は豫算案の未だ成立せざる時は、政府は前年度の豫算を施行するものとす、これ政府は大低標準とすべき豫算をくして事業を行ふと能はず、而して前年度の豫算は其年度を異にすと雖も、一

第七十一條
前年度豫算施行

且人民に施行の承諾を得たるものあればなり、

歳出入決算の検査は別に會計検査院あるものありて之を施行し、議會は直接に之を監督するの權ありしと雖も、政府は検査院の検査報告と共に、其決算書を議會に提出すべきものあるを以て、議會はこれに依りて財政の如何を監視するとを得、會計検査院の組織及職權は別に法律を以て之を定むるものとす、

抑も國資總理の一點より、國家財政の全般を検査するは政治上の大進歩なり、余嘗て獨逸會計検査院の制を見るに、固より獨立にして他の羈絆を受くるとなく、其執る所の職務は、則ち計算を検査して王の制可せる國政の要領を恪主するや否や、施政の方法に於て此要領の精神を失ふと無きや否や、各政務官は定律勅詔訓令等と準據とするや否や、支出支入の目證明あるや否や、各官廳に分賦せられたる金額の使用其定

第七十二條
會計検査院

規に従ふや否やを確知し、又計算上より出づる施政の結果に依りて、國事進歩の爲めに改正を須要とし、或は之を善良とするや否やを判定するに在り

第七章 補則

概言

此章は憲法の明文上に規定すべき必要ある個條にして、而かも前六章中に編入すべからざるものを集めたる章と知るべし、

第七十三條 憲法改正

憲法は諸法律の法律ありと言明せる學者もありて、實に國家は之に依りて以て建ち、社會は之に據りて以て成る、されば憲法の改正は國家の一大事ありと雖ども、若し其必要ある場合に於ては、天皇陛下自ら發議の權を執り之を帝國議會の議に付し玉ふものとす、かゝる場合に於て議事の制裁は平常の如くならずして、先づ兩院議員の出席員數、各院とも其總員數の三分の二以上に充たざれば議事を開くべからず、通常

會議には各總員の三分の一を以て足れりとせり、次ぎに通常の議事には過半數を以て可否を決すれども、此場合には三分の二以上の多數に非ざるよりは憲法を改正すべからずとせり、利百あらざれば法を變せずとは支那の確言にして、其言固陋に肖たるが如くあれども、國家の大本は容易に之を動かすべきに非ざれば、三分の二以上の同意贊成者なくんば從來の憲法を變せずと稱するも、敢て鄭重に失するとおく、かの支那の確言の却て相當する者たるを覺ゆるあり、斯の如く憲法改正に必要な要素は、第一勅命に依ると、第二出席議員數各院とも總員の三分の二以上たると、第三出席員數の三分の二以上の多數に依りて可決したると是あり、此三要素を備へざれば憲法は決して改正すべからざるものと知るべし、(憲法第七十三條)

第七十四條 皇室典範ノ關係

皇室典範は皇家の成典を制立し玉へるものにして、臣民の直接に關

係すべき者に非ざるが故に、之を改正し玉ふとも敢て帝國議會の議を経るを要せず、陛下の必要を感じ玉ふ其大御心に任せて之を改正し玉はるべきあり、然れども皇室典範を以て日本憲法の規定せる個條を變更し玉ふには、これ憲法改正たるを以て、必らず第七十三條に掲げたる憲法改正の三要素を備へざるべからず、然らざれば皇室典範を以ては決して憲法を變更し玉ふとなく、皇室典範の改正は敢て憲法に其影響を及ぼすと能はずと知るべきあり、(憲法第七十四條)

已に記述したるが如く、憲法改正は天皇陛下發議の權を執り玉ひて、其大御心より實に改正の必要を感じて勅令し玉はるべきものあれば、攝政を設けさせ玉ふが如き間には決して之を變更すると能はず、又皇室典範の如きも、必らず陛下の震裁を経べきものたるを以て、攝政を置かせ玉ふ間に之を變更するは、實に危儉たるを免かれざるともあらん

第七十五條
攝政設置
間天皇陛下
不能

乎、國家は大盤石上の安きに置くべし、故に此條の規定あり、

凡そ法律は議會の協賛と經天皇陛下の裁可を得、主務大臣の副署あるを要す、此三要素中其一を缺く時は法律に非ざるを以て、法律たるの効力あり、されば憲法の實施以前に在りては、未だ議會なるものあきを以て、憲法上の規定より看察すれば、法律たる名義を下すべきものあり、則ち憲法實施の其日より、議會の決議を經天皇陛下の裁可を得大臣の副署を以て公布せられたる法律の生ずる迄は、宛かも無法律の形勢たらざるを得ず、故に現行の法律勅令閣令省令等種々の名義を以て發布せられたる規則にして、此憲法の精神に反對せざる限りは、盡く遵守すべき効力あるものとし、則ち憲法の實施以後と雖ども、依然として其効力を失はざるあり、

又歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は、政府の同意あり、

第七十六條
法律命令
之効力

して帝國議會之を變更すべからざるものとせり第六十七條を參見すべし

附言

前記の如く日本憲法の大意を筆したりたれども、議院法、衆議院議員選舉法、會計法、貴族院令、皇室典範は、我帝國憲法と密接ある關係を有し、到底之を知らずんば憲法の精義を了解すべからざるを以て、讀者の便を圖り之を卷尾に附載せり、此書固より憲法の大意を記述し、此等法律勅令を知らずと雖も、明瞭正確に憲法の何物たるや、又我帝國憲法には如何あるとを規定するやを知るに足る、然らば此等法律勅令を以て他日憲法實施の日搜索の用に供するも亦可あらずや、

憲法大意終

誤有すれ共 正有せず又 二十頁三行目

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
 - 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
 - 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
 - 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
 - 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ
 - 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
 - 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
 - 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
- 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入

セラレ及搜索セララルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信

教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコト

ヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第二章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコト

ヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セララルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アル

トキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ

別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝

國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政

府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非レハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヰタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セザル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス
歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ議院法ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ貴族院及衆議院成立ノ日ヨリ各本法ニ依リ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
樞密院議長 伯爵伊藤博文
外務大臣 伯爵大隈重信
海軍大臣 伯爵西郷從道
農商務大臣 伯爵井上馨
司法大臣 伯爵山田顯義
大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義
陸軍大臣 伯爵大山巖
文部大臣 伯爵森有禮
遞信大臣 伯爵榎本武揚

法律第二號

議院法

第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スヘシ

第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各二名ノ候補者ヲ選舉セシメ其中ヨリ之ヲ勅任スヘシ

議長副議長ノ勅任セラレ、マテハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ

第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部々長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院ノ議長副議長ハ各一員トス

第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ闕位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

第十條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス

第十一條 議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス

第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期滿限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラレ、マテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ提理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作リ事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被選及勅任議

員及衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集

ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多

カラサル手當ヲ受ク

第四章 委員

第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト爲スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ

於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ付託ヲ受クルモノトス

第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第二十二條 全院委員會ハ議院三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半

數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス但シ委員會ノ決議ニ由

リ議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシ

テ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

第五章 會議

第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ

政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十

人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルト

キハ三讀會ノ順序ヲ省畧スルコトヲ得

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラル、モノハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

第六章 停會閉會

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得

議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項

ノ例ニ依ラス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサルモノハ後會ニ繼續セズ但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

- 一 議長又ハ議員十八人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ
- 二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十八人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用サスシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スルモノハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預カラス

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣及政府委員ニ送付スヘシ

第十章 質問

第四十八條 兩議院ノ議員政府ニ對シ質問ヲ爲サントスルトキハ三十人以上ノ贊成者アルヲ要ス

質問ハ簡明ナル主意書ヲ作り贊成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答

辯スヘキ期日ヲ定メ若答辯ヲ爲サルコトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

第五十條 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得サルコトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏セムトスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得

各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘシ

第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用井可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十三章 請願

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ每週一回議院ニ報告スヘシ

請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ付スヘシ

第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ウヘシ若請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用ヰ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用ヰルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セズ

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

第七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス

第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ涉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス

第十五章 退職及議員資格ノ異議

第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セラレタルトキハ退職者トス

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス

第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

第十六章 請假辭職及補闕

第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超エサル議員ノ請假ヲ許可スルコトヲ得其一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス

第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ノ理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ
闕席スルコトヲ得ス

第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ議長ヨリ内務
大臣ニ通牒シ補闕選舉ヲ求ムヘシ

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持セムカ爲内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議
院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケ
シム

第八十七條 會議中議員此ノ法律若ハ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキ
ハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ

當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難シトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ
閉ツルコトヲ得

第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル

場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ國務大臣政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ
喚起スルコトヲ得

第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スコトヲ得ス

第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用井ルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ渡リ言論ス
ルコトヲ得ス

第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處
分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲メ懲罰委員ヲ設ク

懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣
告ス

各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ
處分ヲ求ムヘシ

第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス
- 二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
- 三 一定ノ時間出席ヲ停止ス
- 四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第九十八條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第九十九條 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル期日後一週間内ニ召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルニ由リ若ハ請假ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招狀ヲ發シ其ノ招狀ヲ受ケタル後一週間内ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ勅裁ヲ請フヘシ衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ衆議院議員選舉法及附録ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ帝國議會ヲ召集スルノ年ヨリ本法ニ依リ選舉ヲ施行セシムヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黑田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 遞信大臣 伯爵榎本武揚

法律第三號

衆議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

第一條 衆議院ノ議員ハ各府縣ノ選舉區ニ於テ之ヲ選舉セシム其ノ選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スヘキ定員ハ此ノ法律ノ附録ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 府縣知事ハ其ノ府縣ノ選舉區ノ選舉ヲ監督ス

一選舉區ノ選舉ハ郡長又ハ市長其ノ選舉長トナリ之ヲ管理ス

第三條 一選舉區ニシテ數郡市ニ涉ルトキハ府縣知事ハ其ノ郡長又ハ市長ノ一人ヲ命ジ選舉長ヲラシムヘシ

第四條 一市ノ域内ニ於テ數選舉區アルトキハ府縣知事ハ區長ヲシテ其ノ選舉長ヲラシムヘシ

第五條 選舉ニ關ル費用ハ地方稅ヲ以テ支辨スヘシ

第二章 選舉人ノ資格

第六條 選舉人ハ左ノ資格ヲ備フルコトヲ要ス

第一 日本臣民ノ男子ニシテ年齡滿二十五歲以上ノ者

第二 選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内ニ於テ本籍ヲ定メ住居シ仍引續キ住居スル者

第三 選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者

但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年以上之ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ限ル

第七條 家督ニ由リ財產ヲ相續シタル者ハ其ノ財產ニ付前財產主ノ納稅額ヲ以テ其ノ納稅資格ニ算入ス

第三章 被選人ノ資格

第八條 被選人タルコトヲ得ル者ハ日本臣民ノ男子滿三十歲以上ニシテ選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ選舉府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者タルヘシ

但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年以上之ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ限ル

第九條 宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官ハ被選人タルコトヲ得ス

前項ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ケサル限ハ議員ト相兼ヌルコトヲ得

第十條 府縣及郡ノ官吏ハ其ノ管轄區域内ニ於テ被選人タルコトヲ得ス

第十一條 選舉ノ管理ニ關係スル市町村ノ吏員ハ其ノ選舉區ニ於テ被選人タルコトヲ得ス

第十二條 神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ被選人タルコトヲ得ス

第十三條 府縣會ノ議員ニシテ衆議院ノ議員ニ選舉セラレ當選ヲ承諾シタルトキハ其ノ前職ヲ辭スヘキモノトス

第四章 選舉人及被選人ニ通スル規定

第十四條 左ノ項ノ一ニ觸ル、者ハ選舉人及被選人タルコトヲ得ス

一 瘋癲白癡ノ者

二 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者

三 公權ヲ剝奪セラレタル者又ハ停止中ノ者

四 禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者

五 舊法ニ依リ一年以上ノ懲役若ハ國事犯禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者

六 賭博犯ニ由リ處刑ヲ受ケ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者

七 選舉ニ關ル犯罪ニ由リ選舉權及被選舉權ノ停止中ノ者

第十五條 陸海軍軍人ハ現役中選舉權ヲ行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス其ノ休職停職ニ在ル者亦同シ

第十六條 華族ノ當主ハ衆議院議員ノ選舉人及被選人タルコトヲ得ス

第十七條 刑事ノ訴ヲ受ケ拘留又ハ保釋中ニ在ル者ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ選舉權ヲ行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス

第五章 選舉人名簿

第十八條 選舉長ハ毎年四月一日ヲ期トシ各町村長ヲシテ一ノ投票區域内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ヲ調査シ人名簿二本ヲ調製シ同月二十日マテニ其ノ一本ヲ差出サシムヘシ

選舉人名簿ハ選舉人ノ姓名官位職業身分住所生年月納ムル所ノ直接國稅ノ總額並ニ納稅地ヲ記載スヘシ

第十九條 市ニ於テハ左ノ方法ニ依リ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

第一 一市又ハ市内ノ一區ヲ以テ一選舉區ト爲シタル場合ニ於テハ選舉長其ノ人名簿ヲ調製スヘシ

第二 市内ニアル數區ヲ合シテ一選舉區ト爲シタル場合ニ於テハ各區長ヲシテ其ノ區内ノ人名簿ヲ調製シ選舉長ニ差出サシムヘシ

第三 郡市ヲ合シテ一選舉區ト爲シタル場合ニ於テ郡長其ノ選舉長トナリタルトキハ市長ヲシテ其ノ人名簿ヲ調製シ之ヲ差出サシムヘシ

第四 第三ノ場合ニ於テ市長其ノ選舉長トナリタルトキハ市長其ノ市内ノ人名簿ヲ調製スヘシ

第二十條 選舉人其ノ住居スル投票區域ノ外ニ於テ直接國稅ヲ納ムルトキハ納稅地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ノ證狀ヲ得テ選舉人名簿調製ノ期日マテニ其ノ投票ヲ

管理スル町村長又ハ市長若ハ區長ニ差出スヘシ

第二十一條 選舉長ハ各町村長又ハ市長若ハ區長ヨリ差出シタル選舉人名簿ヲ合シ一選舉區ヲ以テ一冊トシ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ備置キ其ノ副本ヲ府縣知事ニ送致スヘシ

第二十二條 選舉長ハ毎年五月五日ヨリ十五日間一選舉區選舉人名簿ノ寫ヲ其ノ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ縦覽セシムヘシ

第二十三條 凡テ選舉資格アル者選舉人名簿ニ於テ人名ノ脱漏又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキハ其理由書及證據ヲ具ヘテ縦覽期限内ニ選舉長ニ申立テ其ノ改正ヲ求ムルコトヲ得

縦覽期限ヲ經過シタル後前項ノ申立ヲ爲スモ其ノ効ナシ

第二十四條 選舉長ニ於テ脱漏ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ若其ノ申立ヲ以テ正當ナリト判定シタルトキハ直ニ其ノ人名ヲ記載シ其ノ由ヲ當人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

第二十五條 選舉長ニ於テ誤載ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ必要ナル場合ニ於テハ申立人又ハ被告人ヲ召喚審問シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日

以内ニ之ヲ判定スヘシ若誤載ナリト判定シタルトキハ直ニ之ヲ削除シ其ノ由ヲ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

第二十六條 申立人又ハ被告人ニ於テ選舉長ノ判定ニ服セサルトキハ選舉長ヲ被告トシ判定ノ日ヨリ七日以内ニ始審裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十七條 始審裁判所ニ於テ前條ノ訴訟ヲ受取リタルトキハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其ノ裁判ヲ爲スヘシ

第二十八條 前條ニ於ケル始審裁判所ノ裁判ハ控訴スルコトヲ許サス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

第二十九條 選舉人名簿ハ六月十五日ヲ以テ確定期限トシ次年ノ調製ノ日マテ之ヲ据置クヘシ但シ裁判官渡書ニ依リ改正スヘキモノハ選舉長ニ於テ其ノ言渡書ヲ受取リタル時ヨリ二十四時内ニ之ヲ改正シ其ノ由ヲ申立人又ハ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

第六章 選舉ノ期日及投票所

第三十條 選舉ノ投票ハ通常七月一日ニ之ヲ行フ但シ衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ臨時選舉ノ期日ヲ定メ少クトモ三十日以前ニ公布スヘシ

第三十一條 投票所ハ町村役場又ハ町村長ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ設ケ町村長

之ヲ管理ス

第三十二條 一町村ニ於テ選舉人少數ニシテ一ノ投票所ヲ設クルニ足ラサルトキハ數町村ヲ合併スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ認可ヲ經テ合併ノ町村及投票所並ニ投票所管理ノ町村長ヲ指定スヘシ

第三十三條 町村長ハ其ノ管理スル投票區域内ニ於ケル選舉人中ヨリ立會人二名以上五名以下ヲ定メ遅クトモ選舉ノ期日ヨリ三日以前ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉ノ當日投票所ニ參會セシムヘシ

立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第七章 投票

第三十四條 投票ハ午前七時ニ始メ午後六時ニ終ル

第三十五條 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ二種ノ鑰ヲ設ケ其一ハ町村長之ヲ管守シ其一ハ立會人之ヲ管守スヘシ

第三十六條 町村長ハ投票ノ初ニ當リ立會人ト共ニ參會シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虛ナルコトヲ示スヘシ

第三十七條 選舉人ハ選舉ノ當日本人自ラ投票所ニ至リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投

票スヘシ

第三十八條 投票用紙ハ各府縣各一一定ノ式ヲ用ヰ選舉ノ當日投票所ニ於テ町村長ヨリ之ヲ各選舉人ニ交付スヘシ

選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ被選人ノ姓名ヲ記載シ次ニ自己ノ姓名住所ヲ記載シテ捺印スヘシ

第三十九條 選舉人ニシテ文字ヲ書スルコト能ハサル由チ申立ツルトキハ町村長ハ吏員ヲシテ代書セシメ之ヲ本人ニ讀ミ聞カセ捺印投票セシメ其ノ由チ投票明細書ニ記載スヘシ

第四十條 二人以上ノ議員ヲ選舉スヘキ選舉區ニ於テハ連名投票ヲ用ウヘシ

第四十一條 選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ外投票スルコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ記載セラレヘキ裁判言渡書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ至ル者アルトキハ町村長ハ投票用紙ヲ交付シ投票セシメ其ノ由チ投票明細書ニ記載スヘシ

第四十二條 投票終ルノ時期ニ至リタルトキハ町村長ハ其ノ由チ告ケ投票函ヲ閉鎖スヘシ投票函閉鎖ノ後ハ總テ投票スルコトヲ許サス

第四十三條 町村長ハ投票明細書ヲ作り投票ニ關ル一切ノ事項ヲ記載シ立會人ト共ニ署名スヘシ

第四十四條 町村長ハ一名又ハ數名ノ立會人ト共ニ投票ノ翌日投票函及投票明細書ヲ併セテ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ送致スヘシ

第四十五條 一選舉區内ニアル島嶼ニシテ前條ノ期限内ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情况アルトキハ府縣知事ハ人名簿確定ノ日ヨリ選舉ノ期日マテノ間ニ於テ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ選舉會ノ期日マテニ其ノ投票函ヲ送致セシムルコトヲ得

第八章 選舉會

第四十六條 選舉會ハ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ之ヲ開ク

第四十七條 選舉長ハ各投票所ヨリ參會シタル立會人ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ選舉委員三名以上七名以下ヲ定ムヘシ

第四十八條 選舉長ハ投票函送達ノ翌日選舉委員立會ノ上各投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ若投票ト投票人トノ總數ニ差異ヲ生シタルトキハ其ノ由ヲ選舉明細書ニ記載スヘシ

第四十九條 總數ノ計算ヲ終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員ト共ニ投票ヲ點檢スヘシ

第五十條 各選舉區ノ選舉人ハ其ノ選舉會ニ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十一條 左ニ掲グル投票ハ無効トス

- 一 選舉人名簿ニ記載ナキ者ノ投票但シ裁判官渡書ヲ所持シタルニ依リ投票シタル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 成規ノ用紙ヲ用ササルモノ
- 三 選舉人自己ノ姓名ヲ記載セサルモノ
- 四 資格ナキ被選人ノ姓名ヲ記載スルモノ但シ連名投票ニ列記スル人員中資格アル者ニ付テハ其ノ効アルモノトス
- 五 誤字又ハ汚染塗抹毀損ニ依リ記載スル所ノ選舉人又ハ被選人ノ姓名ヲ認知スヘカラサルモノ但シ通常ノ假名字ヲ用サレ又ハ誤字ニ係ルモ明ニ其ノ姓名ヲ認知スルコトヲ得ルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 六 第三十八條第二項ニ規定シタル外他ノ文字ヲ記載シタルモノ但シ被選人ノ指名ヲ誤ラサル爲ニ其ノ官位職業身分住所ヲ附記シ又ハ敬稱ヲ用サタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五十二條 投票効力ノ有無ニ付疑義アルトキハ選舉委員ノ意見ヲ聞キ選舉長之ヲ決定ス此ノ決定ニ對シテハ選舉會場ニ於テ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第五十三條 無効ノ投票ハ抹線ヲ加ヘ其ノ由ヲ選舉明細書ニ記載シ一箇年間保存シ

期限ヲ經過シタル後之ヲ燒棄ツヘシ

第五十四條 一投票ニシテ其ノ選舉スヘキ定員ヨリ多キ被選人ノ姓名ヲ記載シタルトキハ其ノ定員ニ超エタル人名ヲ末尾ヨリ除却スヘシ

連名投票ニシテ其ノ選舉スヘキ定員ニ足ラサルトキハ現ニ記載シタル者ノミヲ計算スヘシ但シ一人ノ姓名ヲ複記シタル者ハ一人トシテ之ヲ計算スヘシ

第五十五條 投票ハ六十日間郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ保存シ期限ヲ經過シタル後之ヲ燒棄ツヘシ

第五十六條 選舉ニ關リ訴訟又ハ告訴告發アルトキハ第五十三條第五十五條ノ期限ヲ經過スルモ裁判確定ニ至ルマテ其ノ投票ヲ保存スヘシ

第五十七條 選舉長ハ選舉明細書ヲ作り選舉點檢ニ關ル一切ノ事項ヲ記載シ選舉委員ト共ニ署名シ之ヲ保存スヘシ

第九章 當選人

第五十八條 投票總數ノ最多數ヲ得タル者ハ之ヲ當選人トス

投票同數ナルトキハ生年月ノ長者ヲ以テ當選人トス同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十九條 當選人定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ姓名及投票ノ數ヲ府縣知事

ニ届出ヘシ

第六十條 府縣知事前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ各當選人ニ通知シ其ノ姓名ヲ管内ニ告示スヘシ

第六十一條 當選人當選ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヲ府縣知事ニ届出ヘシ

第六十二條 一人ニシテ數選舉區ノ當選人トナリタル者當選ノ通知ヲ受ケタルトキハ何レノ選舉區ノ當選ヲ承諾スル旨ヲ府縣知事ニ届出ヘシ

第六十三條 當選人其ノ府縣内ニ在ル者ハ十日以内其ノ府縣外ニ在ル者ハ二十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲ爲サ、ルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト見做スヘシ

第六十四條 當選人ニシテ其ノ當選ヲ辭シ又ハ期限内ニ其ノ當選ノ承諾ヲ届出サルトキハ府縣知事ハ選舉ノ期日ヲ定メ其ノ選舉長ニ命シ再ヒ選舉ヲ行ハシムヘシ但シ第五十八條第二項ノ場合ニ於テ抽籤ニ依リ當選ヲ得タル者其ノ當選ヲ辭シ又ハ

其ノ承諾ヲ届出サルトキハ抽籤ニ依リ當選ヲ失ヒタル者ヲ以テ當選人ト定ムヘシ

第六十五條 各選舉區ノ當選人確定シタルトキハ府縣知事ハ當選證書ヲ付與シ及管内ニ告示シ並ニ當選人ノ資格ヲ録シテ内務大臣ニ具申スヘシ

第十章 議員ノ任期及補闕選舉

第六十六條 議員ノ任期ハ四箇年トス但シ任期ヲ終リタル後仍選舉ニ應スルヲ得
第六十七條 議員ノ闕員アルニ由リ内務大臣ヨリ補闕選舉ヲ開クヘキ旨ヲ命セラレ
タルトキハ府縣知事ハ其ノ命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ闕員ノ選舉區ニ限リ
臨時選舉ヲ行ヒ補闕議員ヲ選舉セシムヘシ

第六十八條 補闕議員ノ任期ハ前議員ノ任期ニ依ル

第十一章 投票所取締

第六十九條 投票管理ノ町村長ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察
官吏ノ處分ニ付スルコトヲ得

第七十條 凡テ戎器又ハ兇器ヲ携帯スル者ハ投票所ニ入ルコトヲ許サス

第七十一條 選舉人ニ非サル者ハ投票所ニ入ルコトヲ許サス

第七十二條 投票所ニ於テハ一切ノ演說討論及喧譟ニ涉リ又ハ他人ノ投票ヲ勸誘ス
ルコトヲ禁ス

第七十三條 投票所ニ於テ秩序ヲ紊ル者アルトキハ町村長ハ之ヲ警戒シ其ノ命ニ從
ハサルトキハ之ヲ投票所ノ外ニ退出セシムヘシ

第七十四條 投票所ノ外ニ退出セシメタル者ハ犯罪者ヲ除ク外其ノ投票ヲ爲サシム
ル爲ニ再ヒ投票所ノ内ニ呼入ルコトヲ得

第七十五條 投票所ニ參會シタル選舉人ニシテ刑法又ハ此ノ法律ノ罰則ヲ犯シタル
者ハ投票スルコトヲ禁シ其ノ姓名事由ヲ選舉明細書ニ記載スヘシ

第七十六條 投票ニ關ル異議ノ申立ニ付町村長ノ決定ニ對シテハ投票所ニ於テ不服
ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十七條 選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ選舉會ノ參觀ヲ求ムル
者ハ總テ第六十九條ヨリ第七十三條ニ至ルマテノ例ニ照シ選舉長之ヲ處分スヘシ

第十二章 當選訴訟

第七十八條 各選舉區ニ於テ當選ヲ失ヒタル者當選人ノ當選ヲ無効トスルノ理由ア
リト認ムルトキハ當選人ヲ被告トシ第六十五條ニ掲ケタル當選人ノ姓名告示ノ日
ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

其ノ期限ヲ經過シタル後出訴スルモ其ノ効ナシ

第七十九條 原告人ハ訴訟狀ト共ニ保證金トシテ金三百圓又ハ之ニ相當スル公債證
書ヲ控訴院書記局ニ預置シヘシ

第八十條 原告人敗訴ノ場合ニ於テ裁判言渡ノ日ヨリ七日以内ニ一切ノ裁判費用ヲ
納完セサルトキハ保證金ヨリ之ヲ控除シ仍足ラサルトキハ之ヲ追徴スヘシ

第八十一條 同一ノ當選人ニ對シ二人以上ノ原告人訴訟ヲ爲シタルトキハ控訴院ハ

一ノ裁判官渡書ヲ以テ各訴訟人ニ宣告スルコトヲ得

第八十二條 審判中衆議院解散ノ命アルトキハ控訴院ハ其ノ訴訟ヲ棄却スヘシ

第八十三條 原告人訴訟ヲ願下クルトキハ同時ニ其ノ由ヲ新聞紙又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

第八十四條 控訴院ハ當選訴訟ヲ審判スルニ當リ本訴ニ關係スル刑法又ハ此ノ法律ノ犯罪者ニ對シ直ニ處刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ檢察官ヲシテ立會ハシムヘシ

當選訴訟ニ關係セサル場合ニ於ケル此ノ法律ノ犯罪者ハ所轄刑事裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第八十五條 控訴院ニ於テ當選訴訟ヲ判定シタルトキハ其ノ裁判官渡書ノ謄本ヲ內務大臣ニ送付スヘシ若衆議院開會スルトキハ併セテ之ヲ議長ニ送付スヘシ

第八十六條 當選訴訟ニ付控訴院ノ裁判ニ對シテハ大審院ニ上告スルコトヲ得

第八十七條 訴訟ノ目的タル當選人ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ衆議院ニ列席スルノ權ヲ失ハス

第八十八條 當選訴訟ニ付本章ニ規定シタルモノ、外總テ普通ノ訴訟手續ニ依ル

第十三章 罰則

第八十九條 納税額年齢住所及其ノ他選舉資格ニ必要ナル事項ヲ詐稱シ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止スルノ目的ヲ以テ直接又ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私ノ職務ヲ選舉人ニ授與シ又ハ授與スルコトヲ約束シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス
其ノ授與又ハ約束ヲ受ケタル者亦同シ

第九十一條 直接又ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私ノ職務ヲ選舉人ニ授與シ又ハ授與スルコトヲ約束シテ投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止シタル者ハ刑法第二百三十四條ノ例ヲ以テ論ス

第九十二條 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止スルノ目的ヲ以テ選舉人ニ暴行ヲ加ヘタル者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第九十三條 選舉人ニ暴行ヲ加ヘテ投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止シタル者ハ三月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第九十四條 選舉人ヲ強逼シ又ハ投票所若ハ選舉會場ヲ騷擾シ又ハ投票函ヲ扣留毀壞若ハ劫奪スルノ目的ヲ以テ多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ十五日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ

第九十五條 選舉ノ際管理者又ハ立會人ニ暴行ヲ加ヘ又ハ暴行ヲ以テ投票所若ハ選舉會場ヲ騷擾シ又ハ投票函ヲ扣留毀壞若ハ劫奪シタル者ハ四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ

第九十六條 多衆ヲ嘯聚シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ重禁獄ニ處ス

其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ

第九十七條 演說又ハ新聞紙若ハ其ノ他ノ文書ヲ以テ人ヲ教唆シ前二條ノ罪ヲ犯サシメタル者ハ刑法第百五條ノ例ニ依ル其ノ教唆ノ効ナキ者モ仍本刑ニ二等又ハ三等ヲ減シ處斷ス

第九十八條 戎器又ハ兇器ヲ携帯シテ投票所若ハ選舉會場ニ入りタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十九條 當選人ニ於テ第八十九條ヨリ第九十八條ニ至ルマテノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ハ無効トス

第一百條 他人ノ姓名ヲ詐稱シテ投票ヲ爲シタル者及第十四條ニ依リ選舉人タルコトヲ得サル者投票ヲ爲シタルトキハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一條 前數條ノ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ再ヒ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ハ三年以上七年以下選舉權及被選舉權ヲ停止ス

第一百二條 立會人正當ノ事故ナクシテ此ノ法律ニ規定シタル義務ヲ缺クトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三條 本章ニ規定シタル罰則ノ外刑法ニ正條アルモノハ各其條ニ依リ重キニ從テ處斷ス

第一百四條 凡テ選舉ニ關ル犯罪ハ六箇月ヲ以テ期滿免除トス

第一百五條 此ノ罰則ハ第十一章ノ各條ト共ニ投票所及選舉會場ニ貼示スヘシ

第十四章 補則

第一百六條 市ニ於テハ一市ニ一ノ投票所ヲ設ケ此ノ法律ニ規定シタル投票及選舉ノ

管理ハ市長兼テ之ヲ掌ル

第四條ノ場合ニ於テハ一選舉區ニ一ノ投票所ヲ設ケ此ノ法律ニ規定シタル投票及選舉ノ管理ハ區長兼テ之ヲ掌ルヘシ

第七條 前條ノ場合ニ於テハ市長又ハ區長ハ其ノ管理スル選舉區内ニ於ケル選舉人中ヨリ立會人三名以上七名以下ヲ定メ遲シトモ選舉ノ期日ヨリ三日以前ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉ノ當日選舉管理ノ市役所又ハ區役所ニ參會セシムヘシ

立會人ハ投票ニ立會ヒ併セテ投票ヲ點檢スヘシ

此ノ場合ニ於ケル選舉明細書ハ併セテ投票ノ事項ヲ記載スヘシ

第八條 島司ヲ置ク地方ニ於テハ此ノ法律ニ規定シタル選舉長ノ職務ハ島司之ヲ掌ルヘシ

第九條 町村制ヲ施行セサル町村ニ於テハ此ノ法律ニ規定シタル町村長ノ職務ハ戶長之ヲ掌ルヘシ

第十條 選舉人名簿編製ノ初年ニ限り所得稅法施行以來第六條第八條ニ規定シタル納稅額ヲ引續キ納完シタル者ハ其ノ納稅資格ノ期限ニ充ツルモノト見做スヘシ
第十一條 北海道沖繩縣及小笠原島ニ於テハ將來一般ノ地方制度ヲ準行スルノ時ニ至ルマテ此ノ法律ヲ施行セス

衆議院議員選舉法附錄

東京府 議員總數十二人

- 第一區 麩町區 一人
- 第二區 赤坂區 一人
- 第三區 芝區 一人
- 第四區 京橋區 一人
- 第五區 日本橋區 一人
- 第六區 深川區 一人
- 第七區 淺草區 一人

第七區 神田區 一人

- 第八區 下谷區 一人
- 第九區 小石川區 一人
- 第十區 牛込區 一人
- 第十一區 東多摩區 一人
- 第十二區 南豐島區 一人
- 第十三區 北豐島區 一人
- 第十四區 南足立區 一人
- 第十五區 南葛飾區 一人
- 第十六區 荏原區 一人
- 第十七區 伊豆七島區 一人

京都府 議員總數七人

- 第一區 上京區 一人
- 第二區 下京區 一人
- 第三區 愛宕區 一人
- 第四區 葛野區 一人
- 第五區 紀伊區 一人
- 第六區 久世區 一人
- 第七區 相樂區 一人
- 第八區 南桑田區 一人
- 第九區 北桑田區 一人
- 第十區 船井區 二人
- 第十一區 天鹿區 二人
- 第十二區 何鹿區 二人

區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	兵庫縣
加多加	印加	美明八	氷多	有川莞武	神	議員總數十二人
西可東	南古	囊石部	上紀	馬邊原庫	戶	
郡郡郡	郡郡	郡郡郡	郡郡	郡郡郡	區	
一	一	一	一	一	一	
人	人	人	人	人	人	

長崎縣	區十第	區九第	區八第	區七第
議員總數七人	三津	朝養二七出氣美城	宍佐赤掛揖	神神飾飾
	原名	來父方美石多含崎	粟用穗西東	西東西東
	郡郡	郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡	郡郡郡郡
	一	二	二	一
	人	人	人	人

新瀉縣	區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第
議員總數十三人	下上	南松浦郡	石壹北松浦郡	南高來郡	北高來郡	西彼杵郡
	縣縣	郡	郡郡	郡	郡	區
	郡郡	郡	郡郡	郡	郡	郡
	一	一	一	一	一	二
	人	人	人	人	人	人

區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	大阪府	區六第
能豐島島	住東西	南	北東	西	議員總數十人	熊竹中與加
勢島下上	吉成成					野野謝佐
郡郡郡	郡郡郡	區	區區	區		郡郡郡
一	二	一	一	一		一
人	人	人	人	人		人

區九第	區八第	區七第	區六第
日南	泉大塚	澁大丹志丹錦安古八石	高若河讚交茨
根	鳥	川縣北紀南部宿市上川	安江內良野田
郡郡	郡郡區	郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡
一	一	一	一
人	人	人	人

區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	神奈川縣
足足淘大	津愛高	鎌三	北西南	都橋久	橫濱	議員總數七人
柄柄綾住	久甲座	倉浦	多多摩	築樹	區	
下上	井郡	郡郡	摩摩摩	郡郡郡	郡	
郡郡郡	郡	郡	郡郡郡	郡	一	
一	一	一	二	一	一	
人	人	人	人	人	人	

區七第 天周望 羽准陀 郡郡郡 一 人	區六第 長上夷 植隔 柄生郡 郡郡 一 人	區五第 武山 射邊 郡郡 一 人	區四第 匠海 瑳上 郡郡 一 人	區三第 香 取 郡 一 人	區二第 南下印東 相植葛 馬生飾 郡郡郡 二 人		
區五第 新筑 治波 郡郡 一 人	區四第 猿西岡結 島葛田城 郡郡郡 一 人	區三第 眞西茨 壁茨城 郡郡 一 人	區二第 那久多 珂慈賀 郡郡郡 二 人	區一第 行鹿東 方島茨 郡郡城 二 人	茨城縣 議員總數八人	區八第 長朝平 狹夷房 郡郡郡 一 人	
區一第 平廣山添 群瀨邊下上 郡郡郡 一 人	奈良縣 議員總數四人	區四第 那鹽 須谷 郡郡 一 人	區三第 梁足安 田利蘇 郡郡郡 一 人	區二第 寒下都 川都賀 郡郡郡 二 人	區一第 芳河 賀內 郡郡 一 人	朽木縣 議員總數五人	區六第 北河信 相內太 馬郡郡 一 人

區八第 西中 頸頸城 郡郡 二 人	區七第 東中南北 頸魚魚 城沼沼 郡郡郡 二 人	區六第 刈 羽 郡 一 人	區五第 三古 島志 郡郡 二 人	區四第 南蒲原 郡 一 人	區三第 中蒲原 郡 一 人	區二第 巖東北 船蒲原 郡郡 二 人	
區五第 秩那賀兒 父珂美玉 郡郡郡 一 人	區四第 男榛幡大 衾澤羅里 郡郡郡 二 人	區三第 北中北南 埼葛葛 玉飾飾 郡郡郡 二 人	區二第 比橫高入 企見麗間 郡郡郡 二 人	區一第 新北足 座立 郡郡 一 人	群馬縣 議員總數八人	區九第 羽加雜 茂茂太 郡郡郡 一 人	
區一第 市千 原葉 郡郡 一 人	千葉縣 議員總數九人	區五第 碓北甘 氷樂 郡郡 一 人	區四第 吾片西 妻岡馬 郡郡郡 一 人	區三第 南多綠那 胡野波 郡郡郡 一 人	區二第 邑山新 樂田田 郡郡郡 一 人	區一第 北利南東 勢根多 郡郡郡 一 人	群馬縣 議員總數五人

區五第 磐山豐周 郡郡郡郡 一 八	區四第 城佐榛 郡郡郡 一 八	區三第 益志 津太 郡郡 一 八	區二第 庵富 原士 郡郡 一 八	區一第 有安 渡倍 郡郡 一 八	靜岡縣 議員總數八人	區一十第 八滬 名美 郡郡 一 八
滋賀縣 議員總數五人	區三第 南西東 巨八八 摩代代 郡郡郡 一 八	區二第 北南東 都都山 留留梨 郡郡郡 一 八	區一第 中北西 巨巨山 摩摩梨 郡郡郡 一 八	山梨縣 議員總數三人	區七第 峻田君賀那 東方澤茂賀 郡郡郡郡 二 八	區六第 鹿引濱敷長 玉佐名知上 郡郡郡郡 一 八
區二第 安不 八破 郡郡 一 八	區一第 各方厚 務縣見 郡郡郡 一 八	岐阜縣 議員總數七人	區四第 阪伊東西 田香淺井 郡郡郡 一 八	區三第 浦神愛犬 生崎知上 郡郡郡 二 八	區二第 粟野甲 太洲賀 郡郡郡 一 八	區一第 高滋 島賀 郡郡 一 八

區三第 朝員桑 明辨名 郡郡郡 一 八	區二第 河奄鈴三 曲藝鹿重 郡郡郡 一 八	區一第 一安 志濃 郡郡 一 八	三重縣 議員總數七人	區三第 吉字 野智 郡郡 一 八	區二第 忍葛葛高十字式 海下上市市陀下上 郡郡郡郡郡郡 二 八	
區三第 西東春 春日井 郡郡 一 八	區二第 愛知 知郡 一 八	區一第 名古屋區 一 八	愛知縣 議員總數十一人	區六第 伊名山阿 賀張田拜 郡郡郡 一 八	區五第 南英答度 牟牟虞志會 婁婁郡郡郡 二 八	區四第 多飯飯 氣野高 郡郡郡 一 八
區十第 寶南北 飯設設 郡郡郡 一 八	區九第 東西額 加加田 郡郡郡 一 八	區八第 轡碧 豆海 郡郡 一 八	區七第 知多 郡 一 八	區六第 海海 西東 郡郡 一 八	區五第 中島 郡 一 八	區四第 葉丹 栗羽 郡郡 一 八

福島縣 議員總數七人				
區四第 河耶大北南 沼麻沼會會 郡郡郡郡郡	區三第 石西東巖田 川白白瀨村 郡郡郡郡郡	區二第 安安 積達 郡郡	區一第 伊信 達夫 郡郡	
二 人	二 人	一 人	一 人	
巖手縣 議員總數五人				
區三第 南西西東稗 閉閉和和貫 伊伊賀賀郡	區二第 北南北中東 九九閉閉閉 戶戶伊伊伊 郡郡郡郡郡	區一第 二紫北南 戶波巖手 郡郡郡郡	區五第 字行標檜磐磐菊 多方葉葉城前多 郡郡郡郡郡郡	
一 人	一 人	一 人	一 人	
青森縣 議員總數四人				
區一第 西東南山 村村山 郡郡郡	區三第 西中 津津 郡郡	區二第 南北 津津 郡郡	區一第 三下上東 戶北北津 郡郡郡郡	區五第 東西 磐磐 郡郡
二 人	一 人	一 人	二 人	一 人
江刺郡 議員總數一人				
區四第 氣膽江 仙澤刺 郡郡郡				
一 人				

四十五

長野縣 議員總數八人					
區七第 吉益大 城田野 郡郡郡	區六第 惠土可加 那岐兒茂 郡郡郡郡	區五第 郡武 上儀 郡郡	區四第 山席本池大 縣田巢田野 郡郡郡郡郡	區三第 中羽上多下海 島栗石藝石西 郡郡郡郡郡	
一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	
宮城縣 議員總數五人					
區五第 本牡桃 吉鹿生 郡郡郡	區四第 登栗 米原 郡郡	區三第 遠玉志加黑 田造田美川 郡郡郡郡	區二第 亘伊刈柴 理具田田 郡郡郡郡	區一第 宮名仙 城取臺 郡郡區	區七第 下伊那 郡郡
一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人

四十四

島根縣 區一第 意秋島 郡郡郡 一 人	島根縣 議員總數六人	區三第 日會汗 野見入 郡郡郡 一 人	區二第 八久河氣高 橋米村多草 郡郡郡郡 一 人	區一第 智八八巖法邑 頭東上井美美 郡郡郡郡郡 一 人	鳥取縣 議員總數三人	區四第 礪波 郡 一 人
岡山縣 區一第 兒邑上御岡 島久道野山 郡郡郡郡區 二 人	岡山縣 議員總數八人	區六第 知海穩周 夫士地吉足 郡郡郡郡郡 一 人	區五第 鹿美那 濃賀智濃 郡郡郡郡 一 人	區四第 邑安邇 智濃摩門 郡郡郡郡 一 人	區三第 神楯出 門縫雲 郡郡郡 一 人	區二第 飯大仁能 石原多義 郡郡郡 一 人
區六第 東東西西大真 北南北北庭島 條條條條 郡郡郡郡郡 一 人	區五第 阿哲川上 賀多上房 郡郡郡郡 一 人	區四第 後小淺 月田口 郡郡郡 一 人	區三第 下賀窪都 道陽屋宇 郡郡郡郡 一 人	區二第 和磐赤津 氣梨阪高 郡郡郡郡 一 人		

秋田縣 議員總數五人	區一第 南秋田 郡 一 人	區二第 鹿北山 角秋本 郡郡郡 一 人	區三第 由河 利邊 郡郡 一 人	區四第 北最上 村山郡 一 人	區三第 東西飽 田田海 川川郡 二 人	區二第 西南東 置置賜 賜賜郡 一 人	
石川縣 議員總數六人	區一第 石金 川澤 郡區 二 人	區四第 敦大遠三 賀飯敷方 郡郡郡郡 一 人	區三第 丹今南 生立條 郡郡郡 一 人	區二第 阪吉 井田 郡郡 一 人	區一第 大足 野羽 郡郡 一 人	福井縣 議員總數四人	區四第 雄平仙 勝鹿北 郡郡郡 二 人
富山縣 議員總數五人	區一第 婦上新川 負郡 二 人	區二第 下新川 郡 一 人	區三第 射水 郡 一 人	區四第 珠鳳 洲至 郡郡 一 人	區三第 鹿羽河 島咋北 郡郡郡 二 人	區二第 江能 沼美 郡郡 一 人	

香川縣 議員總數五人	區五第 三美 好馬 郡郡 一人	區四第 板野 郡 一人	區三第 麻阿名 植波西 郡郡郡 一人	區二第 海那 部賀 郡郡 一人	區一第 勝名 浦東 郡郡 一人	德島縣 議員總數五人	區三第 西牟婁 郡郡 二人
---------------	-----------------------------	----------------------	--------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------	------------------------

愛媛縣 議員總數七人	區一第 下伊久野風和温 浮米問早氣泉 穴郡郡郡郡郡 二人	區五第 三豐 野田 郡 一人	區四第 那多 珂度 郡郡 一人	區三第 阿鶴 野足 郡郡 一人	區二第 三寒大 木川內 郡郡郡 一人	區一第 小山香 豆田川 郡郡 一人
---------------	--	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--------------------------------	-------------------------------

高知縣 議員總數四人	區一第 長土 岡佐 郡郡 一人	區六第 北南宇和 宇和郡 一人	區五第 東西宇和 宇和郡 一人	區四第 宇新 摩居 郡郡 一人	區三第 上喜多 浮穴 郡郡 一人	區二第 周桑越 布村智 郡郡郡 一人
---------------	-----------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------------	------------------------------	--------------------------------

廣島縣 議員總數十人	區七第 久英吉勝 米米田野南北 南北條郡郡郡 一人	區一第 安廣 藝島區 郡區 二人	區二第 佐伯 郡 一人	區三第 山高沼 縣宮田 郡郡郡 一人	區四第 三三高 谿次田 郡郡郡 一人	區五第 加茂 郡 一人
---------------	---------------------------------------	------------------------------	----------------------	--------------------------------	--------------------------------	----------------------

山口縣 議員總數七人	區九第 惠三奴甲神品 蘇上可奴石治田 郡郡郡郡郡 一人	區八第 安沼深 那隈津 郡郡郡 一人	區七第 世御 羅調 郡郡 一人	區六第 豐田 郡 一人	區一第 佐厚美吉 波狹爾敷 郡郡郡 二人
---------------	---	--------------------------------	-----------------------------	----------------------	----------------------------------

和歌山縣 議員總數五人	區二第 那伊 寶都 郡郡 一人	區一第 有海名和 田部草歌山區 郡郡郡 二人	區五第 玖珂 郡 一人	區四第 大熊都 島毛濃 郡郡郡 二人	區三第 豐赤間關 浦郡區 一人	區二第 大見河 津島武 郡郡郡 一人
----------------	-----------------------------	------------------------------------	----------------------	--------------------------------	--------------------------	--------------------------------

區四第 下上 益益 城城 郡郡 一 八	區三第 阿合菊山 蘇志池本鹿 郡郡郡郡郡 二 八	區二第 玉 名 郡 一 八	區一第 宇託飽熊 土麻田本 郡郡郡郡 二 八	熊本縣 議員總數八人	區三第 藤杵 津島 郡郡 一 八	區二第 西東 松浦 郡郡 一 八
---------------------------------------	---	------------------------------	---------------------------------------	---------------	---------------------------------	---------------------------------

區一第 馭熊北谿 謨毛 郡郡 一 八	鹿兒島縣 議員總數七人	區三第 西東 白白 杵杵 郡郡 一 八	區二第 東西北 諸諸 縣縣 郡郡 一 八	區一第 兒南北宮 湯那那 郡郡郡 一 八	宮崎縣 議員總數三人	區六第 天 草 郡 一 八	區五第 球華八 磨北代 郡郡郡 一 八
-----------------------------------	----------------	---------------------------------------	--	-------------------------------------	---------------	------------------------------	------------------------------------

區七第 大 島 郡 一 八	區六第 東肝南南 贈屬大諸伊 啖啖隅縣佐 郡郡郡郡 一 八	區五第 西桑始菱 贈原良刈 郡郡郡 一 八	區四第 薩南出高 伊水城多 郡郡郡 一 八	區三第 阿日 多置 郡郡 一 八	區二第 川穎揖給 邊娃齒黎 郡郡郡 一 八
------------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------

區三第 穗嘉鞍遠 波麻手賀 郡郡郡 一 八	區二第 夜下上席御 須座座田笠珂像 郡郡郡郡郡郡 二 八	區一第 早志怡福 良摩土岡 郡郡郡 一 八	福岡縣 議員總數九人	區三第 安香 藝美 郡郡 一 八	區二第 吾高幡 川岡多 郡郡郡 二 八
--------------------------------------	---	--------------------------------------	---------------	---------------------------------	------------------------------------

區一第 大分縣 大分郡 一 八	區八第 上築仲京 毛城津都 郡郡郡 一 八	區七第 田企 川救 郡郡 一 八	區六第 三山 池門 郡郡 一 八	區五第 下上三 妻妻湊 郡郡郡 一 八	區四第 竹生山御 野葉本原井 郡郡郡郡 一 八
-----------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------------------------	--

區一第 三養基小神佐 根父肆城崎賀 郡郡郡郡郡 二 八	佐賀縣 議員總數四人	區六第 宇下 佐毛 郡郡 一 八	區五第 東西 國國東東 郡郡 一 八	區四第 日玖速 田珠見 郡郡郡 一 八	區三第 直大 入野 郡郡 一 八	區二第 南海部 郡郡 一 八
--	---------------	---------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ會計法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣	伯爵黑田清隆
樞密院議長	伯爵伊藤博文
外務大臣	伯爵大隈重信
海軍大臣	伯爵西鄉從道
農商務大臣	伯爵井上馨
司法大臣	伯爵山田顯義
大藏大臣兼內務大臣	伯爵松方正義
陸軍大臣	伯爵大山巖
文部大臣	伯爵森有禮
遞信大臣	伯爵榎本武揚

法律第四號

會計法

第一章 總則

第一條 政府ノ會計年度ハ每年四月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

一會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關ル事務ハ翌年度十一月三十日マテニ悉皆完結スヘシ

第二條 租稅及其ノ他一切ノ收納ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歲出ハ總豫算ニ編入スヘシ

第三條 各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス

第四條 各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノ、外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

第二章 豫算

第五條 歲入歲出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

第六條 歲入歲出ノ總豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一 各省ノ豫定經費要求書但シ各項目ノ明細ヲ記入スヘシ

第二 其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ歲入歲出現計書

第七條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第八條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ年度經過後帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第九條 毎年度大藏省證券發行ノ最高額ハ帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第三章 收入

第十條 租稅及其ノ他ノ歲入ハ法律命令ノ規程ニ從ヒ之ヲ徵收スヘシ

法律命令ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租稅ヲ徵收シ又ハ其ノ他ノ歲入ヲ收納スルコトヲ得ス

第四章 支出

第十一條 毎會計年度ニ於テ政府ノ經費ニ充ツル所ノ定額ハ其ノ年度ノ歲入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第十二條 國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼

此流用スルコトヲ得ス

國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十三條 國務大臣ハ其ノ所管定額ヲ使用スル爲ニ國庫ニ向ヒテ仕拂命令ヲ發スヘシ但シ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ他ノ官吏ニ委任シテ仕拂命令ヲ發セシムルコトヲ得

第十四條 國庫ハ法律命令ニ反スル仕拂命令ニ對シテ仕拂ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 國務大臣ハ政府ニ對シ正當ナル債主若ハ其ノ代理人ノ爲ニスルニ非サレハ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス

左ノ諸項ノ經費ニ限リ國務大臣ハ主任ノ官吏ニ委任シ又ハ政府ノ命シタル銀行ニ委任シテ現金支拂ヲ爲サシムル爲ニ現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得

第一 國債ノ元利拂

第二 軍隊軍艦及官船ニ屬スル經費

第三 在外各廳ノ經費

第四 前項ノ外總テ外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

第五 運輸通信ノ不便ナル内國ノ地方ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

第六 廳中常用雜費ニシテ一箇年ノ總費額五百圓ニ滿タサルモノ

第七 場所ノ一定セサル事務所ノ經費

第八 各廳ニ於テ直接ニ從事スル工事ノ經費但シ一主任官ニ付三千圓マテナ限

第五章 決算

第十六條 會計検査院ノ検査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル總決算ハ總豫算ト
同一ノ様式ヲ用井左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額

調定濟歳入額

收入濟歳入額

收入未濟歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令濟歳出額

翌年度繰越額

第十七條 前條ノ總決算ニハ會計検査院ノ検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府ノ負債ニシテ其ノ仕拂フヘキ年度經過後滿五箇年内ニ債主ヨリ支出
ノ請求若ハ仕拂ノ請求ヲ爲サ、ルモノハ期滿免除トシテ政府ハ其ノ義務ヲ免ル、
モノトス但シ特別ノ法律ヲ以テ期滿免除ノ期限ヲ定メタルモノハ各、其ノ定ムル
所ニ依ル

第十九條 政府ニ納ムヘキ金額ニシテ其ノ納ムヘキ年度經過後滿五箇年内ニ土納ノ
告知ヲ受ケサルモノハ其ノ義務ヲ免ル、モノトス但シ特別ノ法律ヲ以テ期滿免除
ノ期限ヲ定メタルモノハ各、其ノ定ムル所ニ依ル

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入

第二十條 各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第二十一條 豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事又ハ製造ニ
シテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ事業ヲ遅延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリ

シモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十二條 數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造及其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ仕拂殘額ヲ竣功年度マテ遞次繰越使用スルコトヲ得

第二十三條 誤拂過渡トナリタル金額ノ返納出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入及其ノ他一切豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ルヘシ但シ法律勅令ニ依リ前金渡概算渡繰替拂ヲ爲シタル場合ニ於ケル返納金ハ各之ヲ仕拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ル、コトヲ得

第八章 政府ノ工事及物件ノ賣買貸借

第二十四條 法律勅令ヲ以テ定メタル場合ノ外政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ハ總テ公告シテ競争ニ付スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ競争ニ付セス隨意ノ約定ニ依ルコトヲ得ヘシ

第一 一人又ハ一會社ニテ專有スル物品ヲ買入レ又ハ借入ル、トキ

第二 政府ノ所爲ヲ秘密ニスヘキ場合ニ於テ命スル工事又ハ物品ノ賣買貸借ヲ爲ストキ

第三 非常急遽ノ際工事又ハ物品ノ買入借入ヲ爲スニ競争ニ付スル暇ナキトキ

第四 特種ノ物質又ハ特別使用ノ目的アルニ由リ生産製造ノ場所又ハ生産者製造者ヨリ直接ニ物品ノ買入ヲ要スルトキ
第五 特別ノ技術家ニ命スルニ非サレハ製造シ得ヘカラサル製造品及機械ヲ買入ル、トキ

第六 土地家屋ノ買入又ハ借入ヲ爲スニ當リ其ノ位置又ハ構造等ニ限アル場合

第七 五百圓ヲ超エサル工事又ハ物品ノ買入借入ノ契約ヲ爲ストキ

第八 見積價格二百圓ヲ超エサル動産ヲ賣拂フトキ

第九 軍艦ヲ買入ル、トキ

第十 軍馬ヲ買入ル、トキ

第十一 試験ノ爲ニ工作製造ヲ命シ又ハ物品ヲ買入ル、トキ

第十二 慈善ノ爲ニ設立セル救育所ノ貧民ヲ僱役シ及其ノ生産又ハ製造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ

第十三 囚徒ヲ僱役シ又ハ囚徒ノ製造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ及政府ノ設立ニ係ル農工業場ヨリ直接ニ其ノ生産又ハ製造物品ヲ買入ル、トキ

第十四 政府ノ設立シタル農工業場又ハ慈善教育ニ係ル各所ノ生産製造物品及囚徒ノ製造物品ヲ賣拂フトキ

第二十五條 軍艦兵器彈藥ヲ除外工事製造又ハ物件買入ノ爲ニ前金拂ヲ爲スコトヲ得ス

第九章 出納官吏

第二十六條 政府ニ屬スル現金若ハ物品ノ出納ヲ掌ル所ノ官吏ハ其ノ現金若ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クヘシ

第二十七條 前條ノ官吏水火盜難又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ其ノ保管スル所ノ現金若ハ物品ヲ紛失毀損シタル場合ニ於テハ其ノ保管上避ケ得ヘカヲサリシ事實ヲ會計檢査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ負擔ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

第二十八條 現金又ハ物品ノ出納ヲ掌ルニ付身元保證金ヲ納メシムルコトヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十九條 仕拂命令ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼スルコトヲ得ス

第十章 雜則

第三十條 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得 特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十一條 政府ハ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得

第十一章 附則

第三十二條 本法ノ條項帝國議會ニ關涉セサルモノハ明治二十三年四月一日ヨリ施行シ其ノ關涉スルモノハ帝國議會開會ノ時ヨリ施行ス

決算ニ係ル條項ハ帝國議會ノ議定ヲ經タル年度ノ歲計ヨリ施行ス

第三十三條 本法ノ條項ト牴觸スル法令ハ各其ノ條項施行ノ日ヨリ廢止ス

朕大日本帝國憲法ノ明文ニ依リ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ貴族院令ヲ發布ス此ノ勅令ヲ實施スルノ時期ハ朕カ更ニ命スル所ニ依ルヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黑田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西鄉從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義

大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
 陸軍大臣 伯爵大山巖
 文部大臣 子爵森有禮
 逓信大臣 子爵榎本武揚

勅令第十一號

貴族院令

第一條 貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス

一 皇族

二 公侯爵

三 伯子男爵各其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者

四 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者

五 各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互選シテ勅任セラレタル者

第二條 皇族ノ男子成年ニ達シタルトキハ議席ニ列ス

第三條 公侯爵ヲ有スル者滿二十五歳ニ達シタルトキハ議員タルヘシ

第四條 伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿二十五歳ニ達シ各其ノ同爵ノ選ニ當リタル

者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項議員ノ數ハ伯子男爵各總數ノ五分ノ一ヲ超過スヘカラス

第五條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル滿二十歳以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルヘシ

第六條 各府縣ニ於テ滿三十歳以上ノ男子ニシテ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者十五人ノ中ヨリ一人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者及各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ヨリ勅任セラレタル議員ハ有爵議員ノ數ニ超過スルコトヲ得ス

第八條 貴族院ハ天皇ノ諮詢ニ應ヘ華族ノ特權ニ關ル條規ヲ議決ス

第九條 貴族院ハ其ノ議員ノ資格及選舉ニ關ル爭訟ヲ判決ス其ノ判決ニ關ル規則ハ貴族院ニ於テ之ヲ議定シ上奏シテ裁可ヲ請フヘシ

第十條 議員ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ身代限ノ處分ヲ受ケタル者アルトキハ勅命ヲ以テ之ヲ除名スヘシ

貴族院ニ於テ懲罰ニ由リ除名スヘキ者ハ議長ヨリ上奏シテ勅裁ヲ請フヘシ
除名セラレタル議員ハ更ニ勅許アルニ非サレハ再ヒ議員トナルコトヲ得ス

第十一條 議長副議長ハ議員中ヨリ七箇年ノ任期ヲ以テ勅任セララルヘシ
被選議員ニシテ議長又ハ副議長ノ任命ヲ受ケタルトキハ議員ノ任期間其ノ職ニ就
クヘシ

第十二條 此ノ勅令ニ定ムルモノ、外ハ總テ議院法ノ條規ニ依ル

第十三條 將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ議決ヲ經ヘシ

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フ
ニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明
徹ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經
皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

皇室典範

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男統ノ男子之ヲ繼承ス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇
次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡
子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若クハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議
及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇太子皇太孫トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃內親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久シキコ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラヌルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫アラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依

リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 內親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖モ皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問
ニ諮詢シ之ヲ撰任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシ
ムルコトヲ得ス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃内親
王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王内親王トシ五世以下ハ男ヲ
王女ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女王タル者ニ特
ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官寮ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜
ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ撰舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅撰スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副書ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セントスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内
親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ
宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算檢査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命ジ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族遺產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第十二章 補則

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命ジテ議長タラシム

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタルモノハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

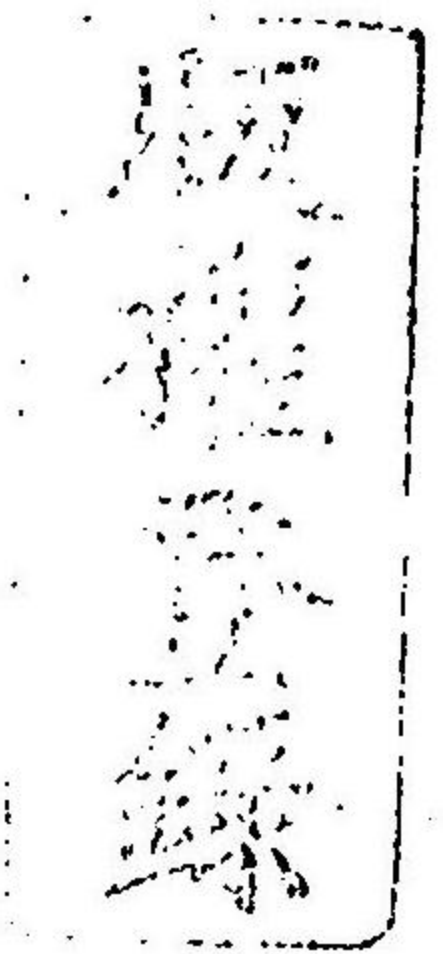
第六十條 親王ノ家格及其ノ他此典範ニ牴觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産繼承及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

明治二十二年二月十九日印刷
同 年二月廿三日出版

正價金廿五錢



著者 辰 巳 小 次 郎

東京淺草區北三筋町六十番地

發行者 佐 藤 乙 三 郎

同 日本橋區大傳馬町二丁目十五番地

印刷者 藏 田 仙 之 助

同 京橋區元數寄屋町四丁目貳番地

賣捌所 成 文 堂

同 日本橋區大傳馬町二丁目十五番地

一
憲法草案

特15

968

031696-000-4

特15-968

通俗憲法大意

辰巳 小次郎 / 著

M22

BBE-0323

